

医道審議会保健師助産師看護師分科会

平成27年12月14日（月）
15:30～17:30
厚生労働省専用22会議室（18階）

議事次第

○ 議事

1 開会

2 議題

保健師助産師看護師学校養成所指定規則改正について

3 閉会

〔配付資料〕

- 資料1 看護師学校養成所2年課程（通信制）の入学要件の見直しについて
- 資料2 看護師学校養成所2年課程（通信制）について
- 資料3 調査結果の概要について
- 資料4 ご検討いただきたい事項

参考資料1-1 国家戦略特区における追加の規制改革事項等について（抄）

参考資料1-2 「日本再興戦略」改訂2015（抄）

参考資料2 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（抄）

参考資料3 看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン（抄）

釜范委員提出資料

医道審議会保健師助産師看護師分科会

委員名簿

阿曾 洋子	武庫川女子大学看護学部教授
池ノ上 克	宮崎大学学長
市川 幾恵	昭和大学統括看護部長
井部 俊子	聖路加国際大学学長
大滝 純司	北海道大学大学院医学研究科・医学部・医学教育推進センター教授
釜萯 敏	公益社団法人日本医師会常任理事
上泉 和子	青森県立保健大学学長
熊谷 雅美	恩賜財団済生会横浜市東部病院副院長
佐伯 和子	北海道大学医学部保健学科教授
坂本 すが	公益社団法人日本看護協会会長
島田 啓子	金沢大学医薬保健研究域保健学系教授
関 博之	埼玉医科大学総合医療センター総合周産期母子医療センター産科教授
中畑 高子	関東中央病院副院長看護部長
中村 恵子	札幌市立大学副学長
◎中山 洋子	高知県立大学大学院看護学研究科教授
春山 早苗	自治医科大学看護学部学部長
宮本 千津子	東京医療保健大学医療保健学部看護学科教授
林正 健二	京都橘大学健康科学部理学療法学科教授

◎は分科会長

(五十音順、敬称略)

医道審議会保健師助産師看護師分科会

オブザーバー

斉藤しのぶ

文部科学省 医学教育課 看護教育専門官

看護師学校養成所2年課程（通信制）の入学要件の見直しについて

1. 背景

- 看護師学校養成所2年課程（通信制）は、准看護師から看護師への移行促進を目的に、准看護師として就業経験年数10年以上の者を対象にした課程として、H16年4月に設置された。その後約10年が経過し、入学定員の充足率の低下（H17：110.5% → H26：73.4%）や、学校養成所数の減少（H24：24 → H27：18）等が生じている。
- 今後、地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの推進に向けて、必要な医療介護サービスを確保していくためには、准看護師を含めた看護職員の養成は重要である。このような中で、自律してケアを実践する看護師の必要性は高く、今般、入学要件である就業経験年数の短縮について見直しを行い、准看護師から看護師への移行が促進されることを目指すものである。

（参考）

国家戦略特別区域諮問会議における全国規模の規制改革事項（平成27年3月19日 国家戦略特別区域諮問会議）（抄）

＜通信制看護師学校養成所の入学基準の緩和＞

地域医療体制の充実に向けた看護師養成のため、通信制看護師学校養成所の入学基準について、准看護師としての業務経験年数を短縮することについて検討し、今年中に結論を得て、速やかに措置する。

「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日 閣議決定）（抄）

＜通信制看護師学校養成所の入学基準の緩和＞

地域医療体制の充実に向けた看護師養成のため、通信制看護師学校養成所の入学基準について、准看護師としての業務経験年数を現行の10年から大幅に短縮することについて全国的な措置として検討し、今年中に結論を得て、速やかに措置する。

2. 審議事項

- 入学要件における就業経験年数の短縮
- 入学要件の見直しに伴う教育の充実

看護師学校養成所2年課程(通信制)について

1. 看護師学校養成所2年課程(通信制)の教育制度の概要
2. 看護師学校養成所2年課程の現状等について

1. 看護師学校養成所2年課程(通信制)の 教育制度の概要

看護教育制度図（概念図）平成27年

平成27年合格者数
 看護師 54,871人
 助産師 2,034人
 保健師 16,517人

保健師・助産師国家試験受験資格

助産師課程
 保健師課程

保健師養成所・大学院・短大専攻科 33校 888人
 助産師養成所・大学院・大学専攻科/別科・短大専攻科 113校 1,810人

1年以上

看護師国家試験受験資格

3年以上
 4年制大学
 250校 21,034人
 (1学年定員)
 31%

養成期間3年の
 養成所・短大
 563校 29,454人 (1学年定員)
 45%

6%
 高校・高校専攻科
 5年一貫
 教育校
 76校
 4,135人
 (1学年定員)

養成期間2年の
 短大・養成所
 高校専攻科
 163校 6,460人
 (1学年定員) 11%
 2年通信制の
 短大・養成所
 18校 4,180人
 (1学年定員) 7%

3年以上の実務
 経験又は高等学
 校等卒業者
 10年以上の
 実務経験

高等学校卒業

准看護師養成所・高校
 ※養成所は2年、高校は3年
 234校 10,697人
 (1学年定員)

中学卒業

看護師2年課程（通信制）創設までの経緯

准看護師の看護師への移行のため
2年課程の促進

昭和62年4月 「看護制度検討会報告書」

- 准看護師養成所の看護婦養成所への移行を促進
- 看護師養成所（2年課程）の増設を進める

平成5年6月 「看護婦2年課程検討会報告書」

- 看護婦養成所2年課程の状況と改善方法
- 看護師2年課程（通信制）の導入の検討

平成6年3月 「看護婦2年課程通信制検討会報告書」 看護師2年課程（通信制）の導入

- 看護師等養成所の運営に関する指導要領・手引き（平成8年1月改正・施行）
- ✓ 対象者：他の2年課程と同様（62単位 2100時間）
- ✓ 理論学習：テキスト学習・添削指導・スクーリング
- ✓ 技術学習：従来どおりの臨地実習（16単位 720時間）

養成所の
申請なし

平成6年12月

「少子・高齢社会看護問題検討会報告書」

- 准看護師養成所の看護婦養成所への移行支援
- 看護婦2年課程の拡充や通信衛星等を活用した教育の推進

平成8年12月

「准看護師問題調査検討会報告書」

- 現行の2年課程を見直し、勤務年数を考慮して実習時間を免除したり、衛星放送等を活用して働きながら学習することのできるシステム等、教育のレベルを確保しながら、准看護師が看護師の資格を得るための方策を検討すべきである。

平成11年4月 「准看護師の移行教育に関する検討会報告書」

- 就業経験の長い准看護師に対する移行教育の検討を実施
- ✓ 対象者：就業経験10年以上の准看護師（31単位 930時間）
- ✓ 5年の時限措置として実施
- ✓ 理論学習：放送大学を活用
- ✓ 技術学習：移行教育所（仮称）において実施
- 国は、移行教育の開始の時期については関係者と十分な協議を行う

実施
されず

平成15年3月

「保健師助産師看護師 学校養成所指定規則」 改正

「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」等改正

- ✓ 入学要件の就業経験年数を10年に設定
- ✓ 放送大学等の取得単位の認定
- ✓ 臨地実習を紙上事例演習、面接授業、病院見学実習に置き換え
- ✓ 専任教員等の配置基準等の見直し

平成16年4月 看護師2年課程（通信制）開始

看護師2年課程の概要

看護師2年課程（全日制・定時制）

昭和32年7月に創設 163校・6460人(1学年定員)
※平成27年4月時点

<入学要件>

- 免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師（中学校を卒業している者）
- 又は
- 高等学校もしくは中等教育学校を卒業している准看護師

基礎分野
専門基礎分野
専門分野Ⅰ
専門分野Ⅱ
統合分野

講義

対面授業による
講義・演習

49単位

臨地実習

専門分野Ⅰ
専門分野Ⅱ
統合分野

臨地における
実習
(720時間)

16単位

対面授業である講義と演習、病院・診療所・介護保険施設・訪問看護ステーションなどの看護実践の場でおこなう臨地実習で構成されている。

看護師2年課程（通信制）

平成16年4月に創設 18校・4180人(1学年定員)
※平成27年4月時点

<入学要件>

- 免許を得た後10年以上業務に従事している准看護師

基礎分野
専門基礎分野
専門分野Ⅰ
専門分野Ⅱ
統合分野

講義

通信学習
印刷教材による授業
放送授業

49単位

臨地実習

専門分野Ⅰ
専門分野Ⅱ
統合分野

紙上事例演習
(24事例程度)
病院見学実習(16日)
面接授業(24日)

16単位

10年以上の就業経験を有する准看護師は、十分な実技能力を有していると考えられることから、通信学習や紙上事例演習、病院見学実習及び面接授業により実践の能力の統合を図ることができる。

講義＋臨地実習

- ・65単位
- ・2,180時間以上

看護師2年課程（通信制）における現行の教育内容

65単位

教育体制：専任教員7人以上、添削指導員10人以上

講義 49単位

基礎分野・専門基礎分野・専門分野Ⅰ・専門分野Ⅱ・統合分野

通信学習

※定期的に添削等による指導を行う

印刷教材による授業

印刷教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業

放送授業

放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（放送大学の利用含む）



臨地実習 16単位

（2単位×8領域）

専門分野Ⅰ（基礎）

専門分野Ⅱ（成人・老年・小児・母性・精神）

統合分野（在宅・統合）

8領域

それぞれ下記の2単位を実習する

1単位

紙上事例演習（3事例）

文章で示された架空の患者（ペーパーパシエント）について、学生自身が看護の展開についてのレポートを作成し、問題解決能力、応用力、判断力に関する内容を学習する

※定期的に添削等による指導を行う

1単位

病院見学実習（2日）

学生自身が業務に従事していた経験を踏まえて病院の看護提供のあり方を見学し、自らの看護実践に関する考察を深める

面接授業（3日）

学生が養成所に通学し、専任教員と対面し直接指導を受けて、通信学習で学んだ知識と紙上事例演習、病院見学実習で学んだ実践能力の統合を図る

看護師2年課程（通信制）の入学要件である就業経験年数について

「保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布について」
医政発0326018号平成15年3月26日より抜粋

第1 改正の趣旨

国民が望む質の高い医療の提供に資するため、看護職員の資質の向上を図る方策の一つとして、准看護師が看護師の資格を得るための教育を受けることを推進する必要がある。

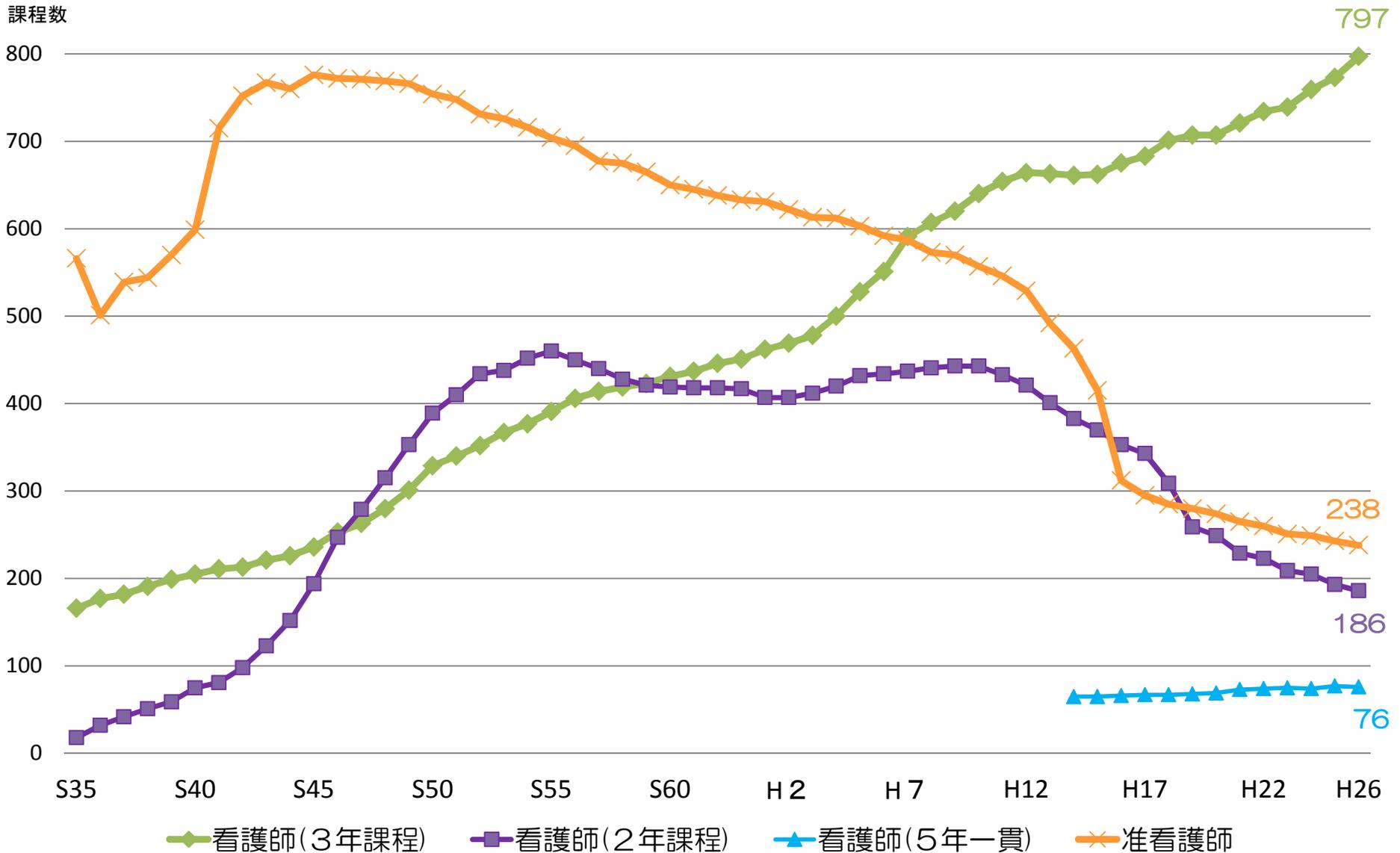
しかしながら、准看護師が看護師の資格を得るための看護師学校養成所2年課程（以下「2年課程」という。）については、勤務時間等の条件が合わない、勤務場所の近くに学校養成所がない等の理由により、現に業務に従事している准看護師が業務を継続しながら通学することが困難である現状にある。

このため、免許を得た後10年以上の就業経験を有する准看護師については、十分な実技能力を有しているものと考えられることから、臨地実習を印刷教材等による授業及び面接授業並びに病院の見学により行うとともに、大学や他の医療関係職種^{（注）}の学校養成所における履修を認めること等とした通信制の2年課程を創設し、准看護師が看護師の資格を得るための教育の拡大を図るなどの改正を行うものである。

第2～第4 （略）

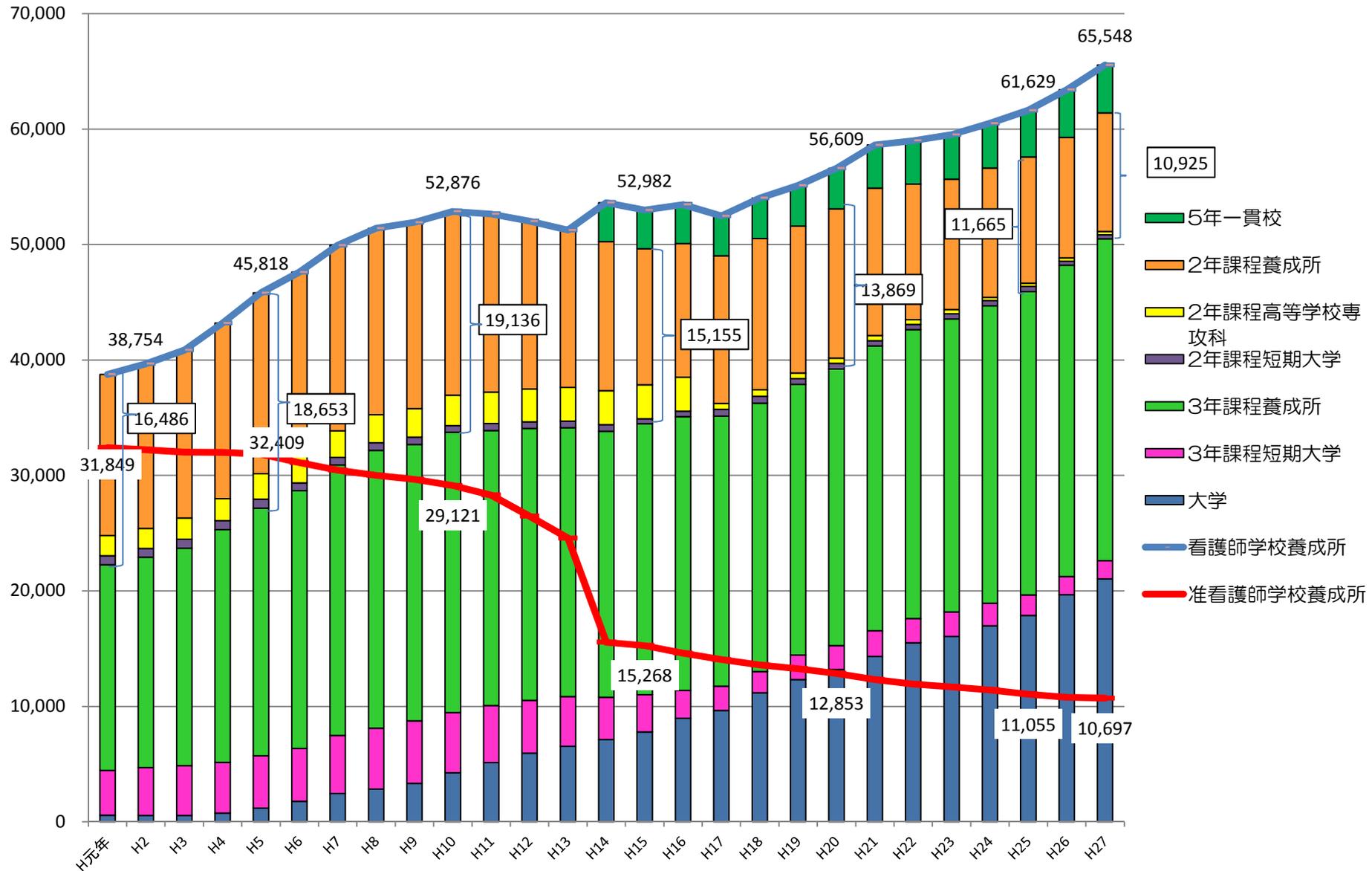
2. 看護師学校養成所2年課程の現状等について

看護師等学校養成所課程数の推移

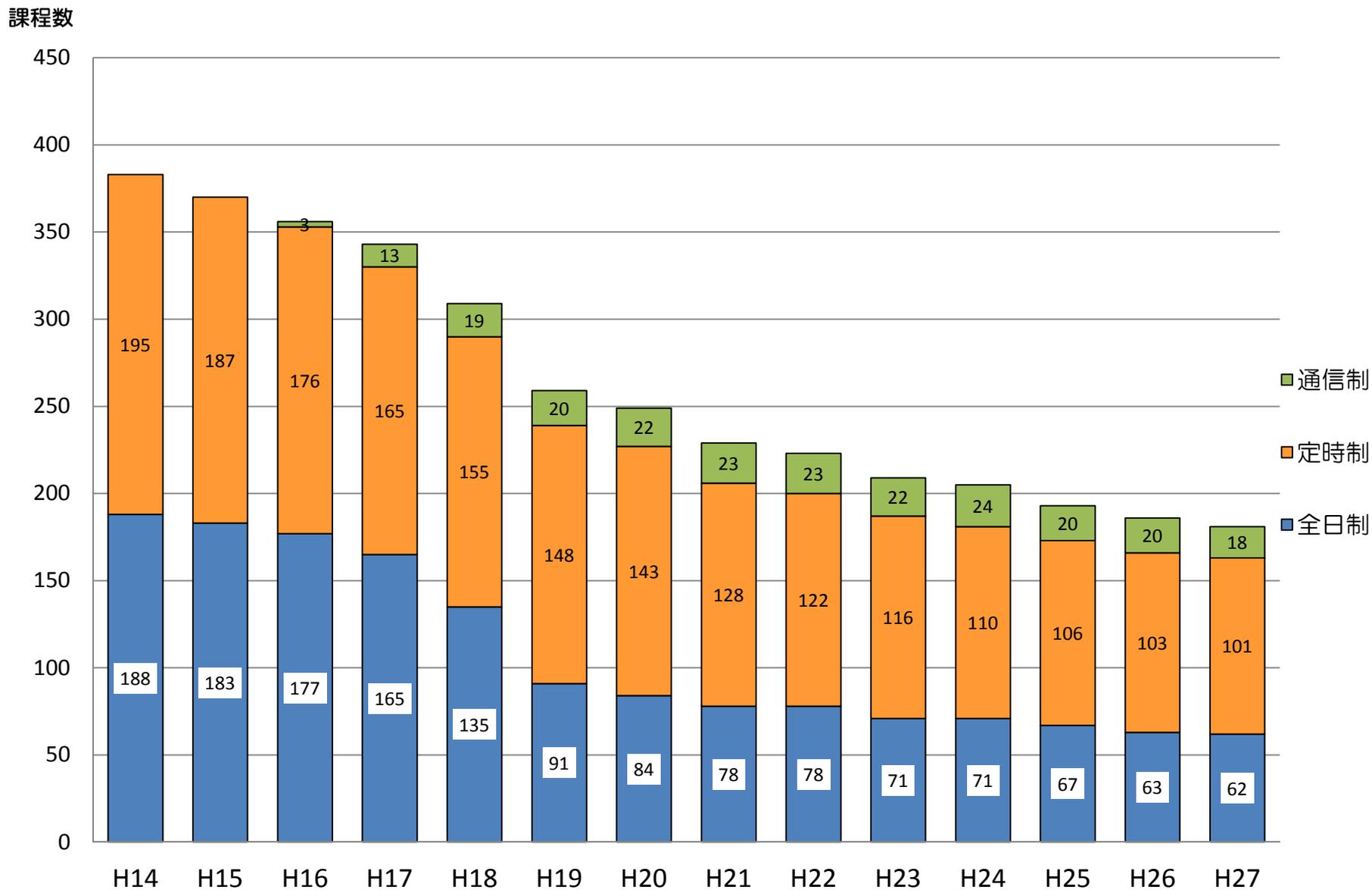


※昭和32年より看護師2年課程開始
 看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査

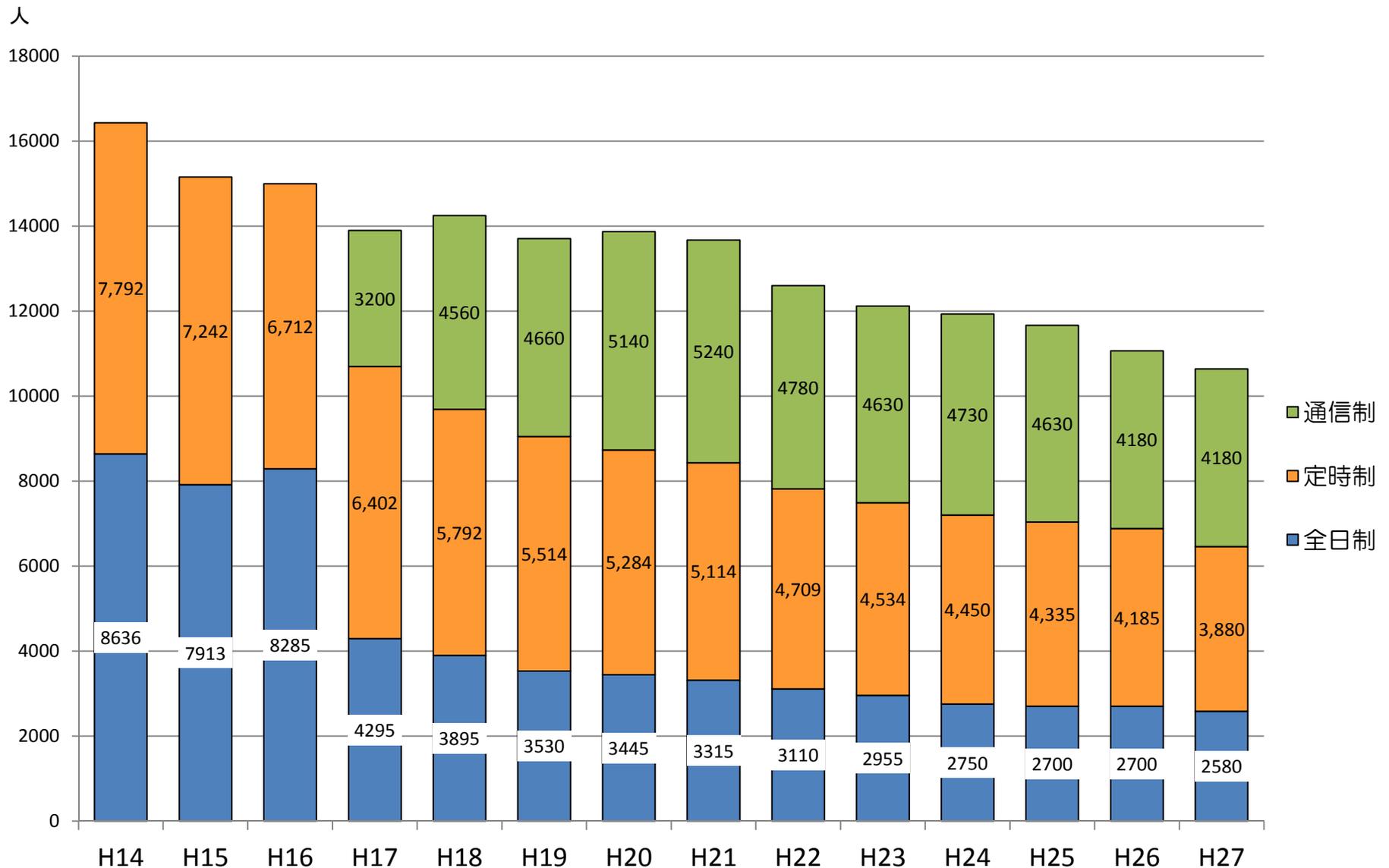
看護師および准看護師学校養成所の1学年定員の推移



看護師2年課程学校養成所課程数の推移（通学形態別）



看護師2年課程学校養成所の1学年定員の推移（通学形態別）



※H16の看護師2年課程（通信制）学校養成所の入学者数については、看護師等学校入学状況及び卒業生就業状況調査上データなし

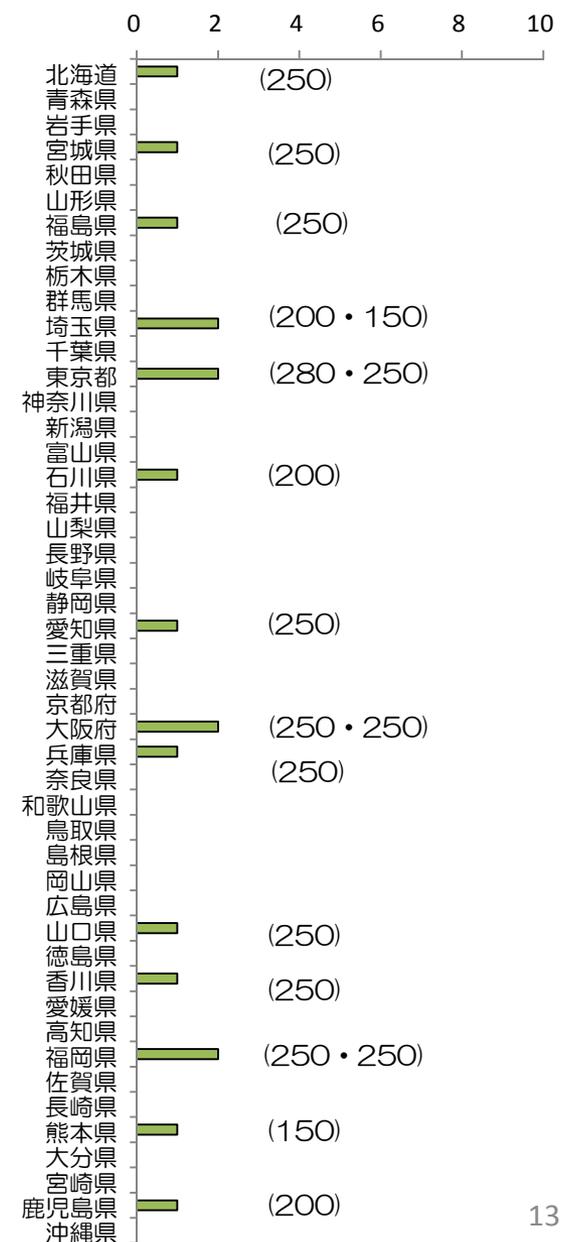
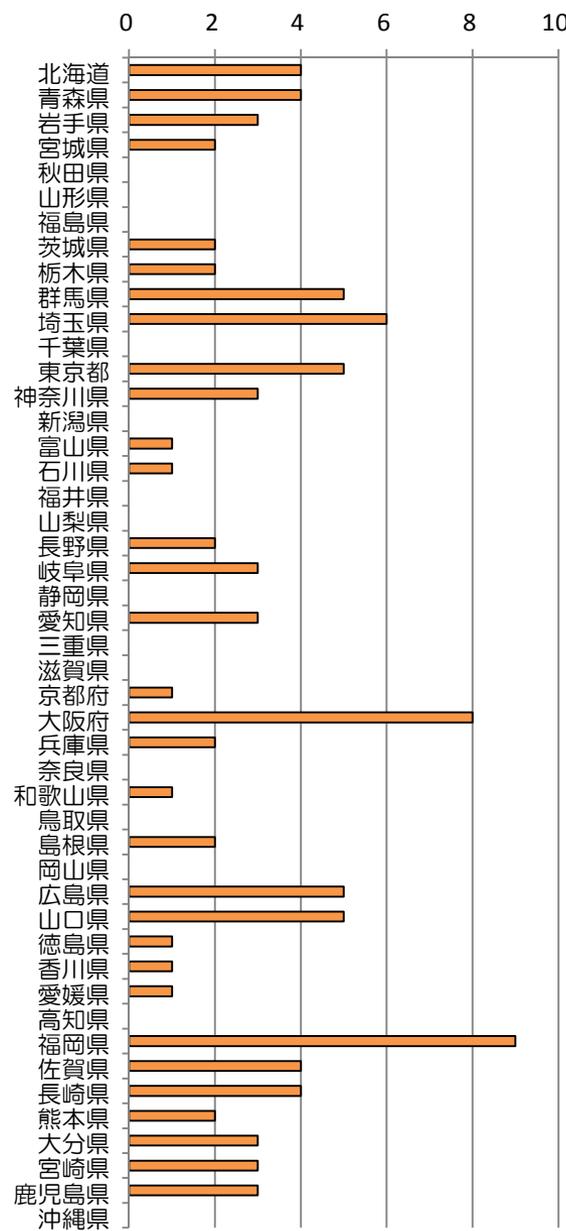
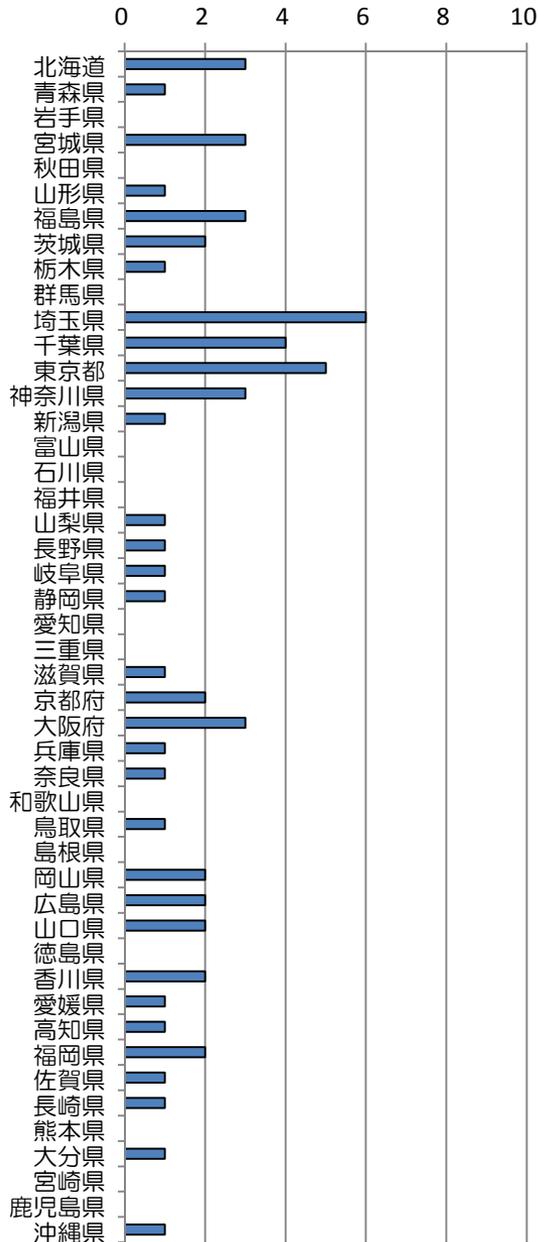
看護師2年課程学校養成所課程数（都道府県別・通学形態別）

全日制

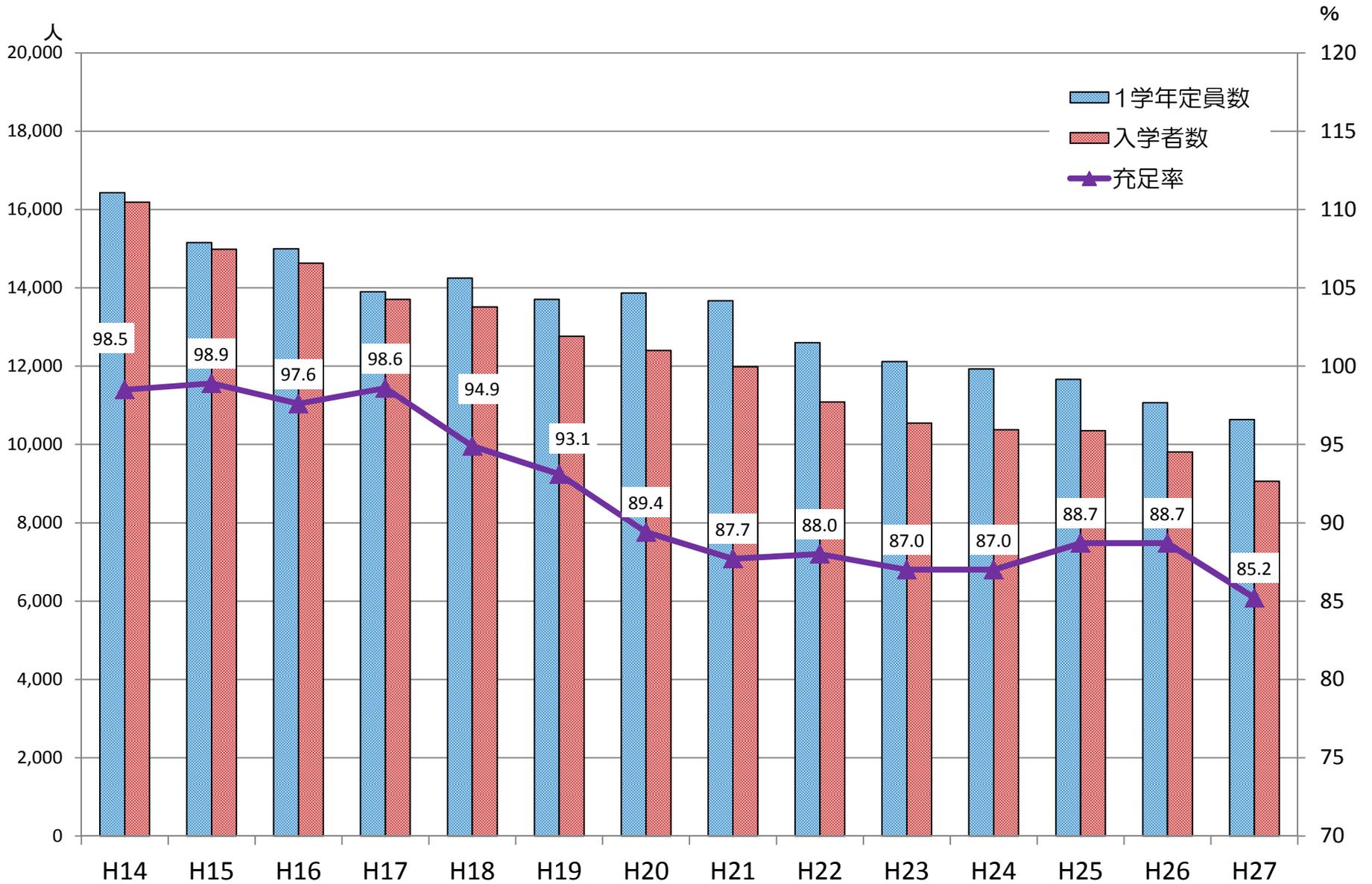
定時制

通信制

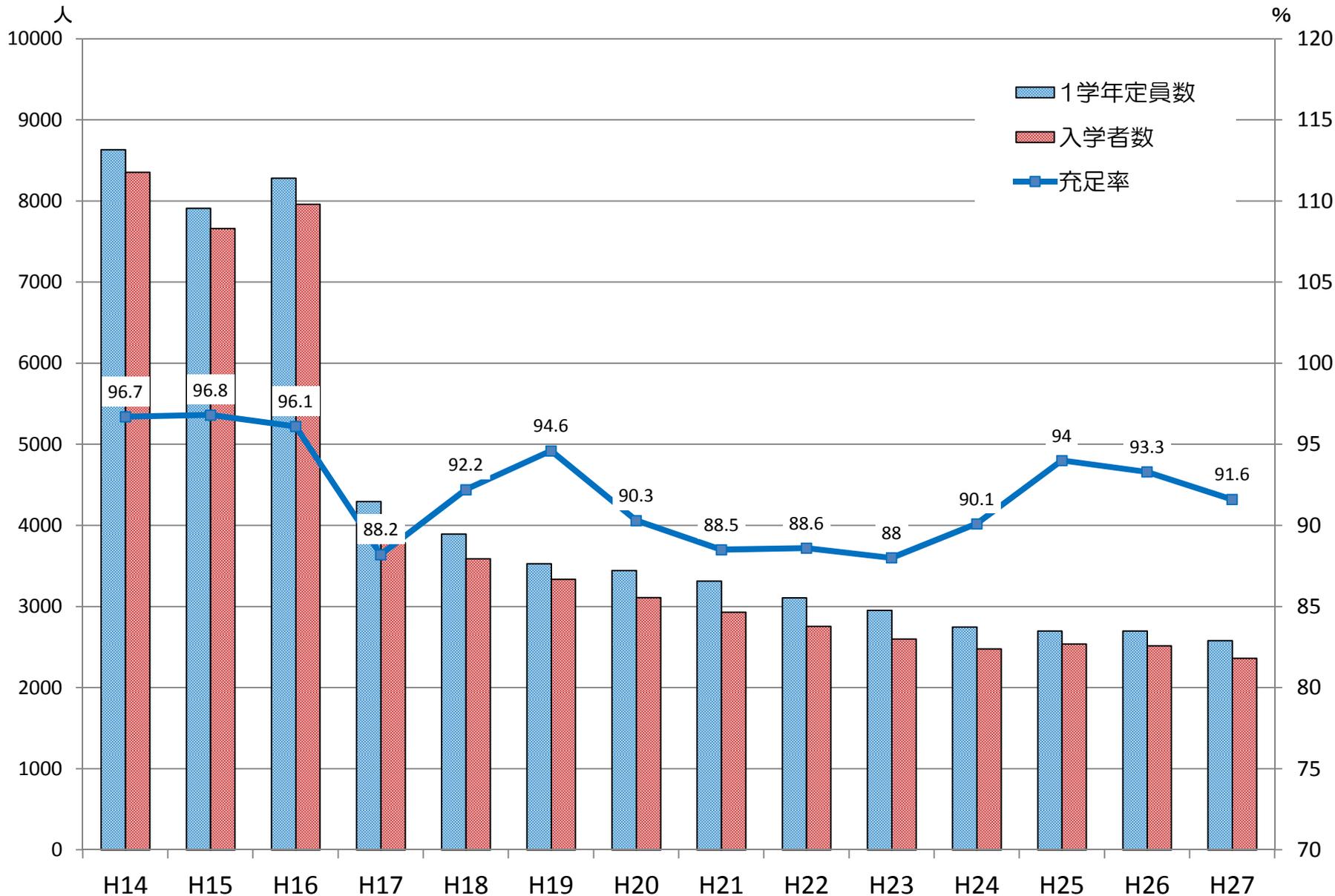
（1学年定員数）



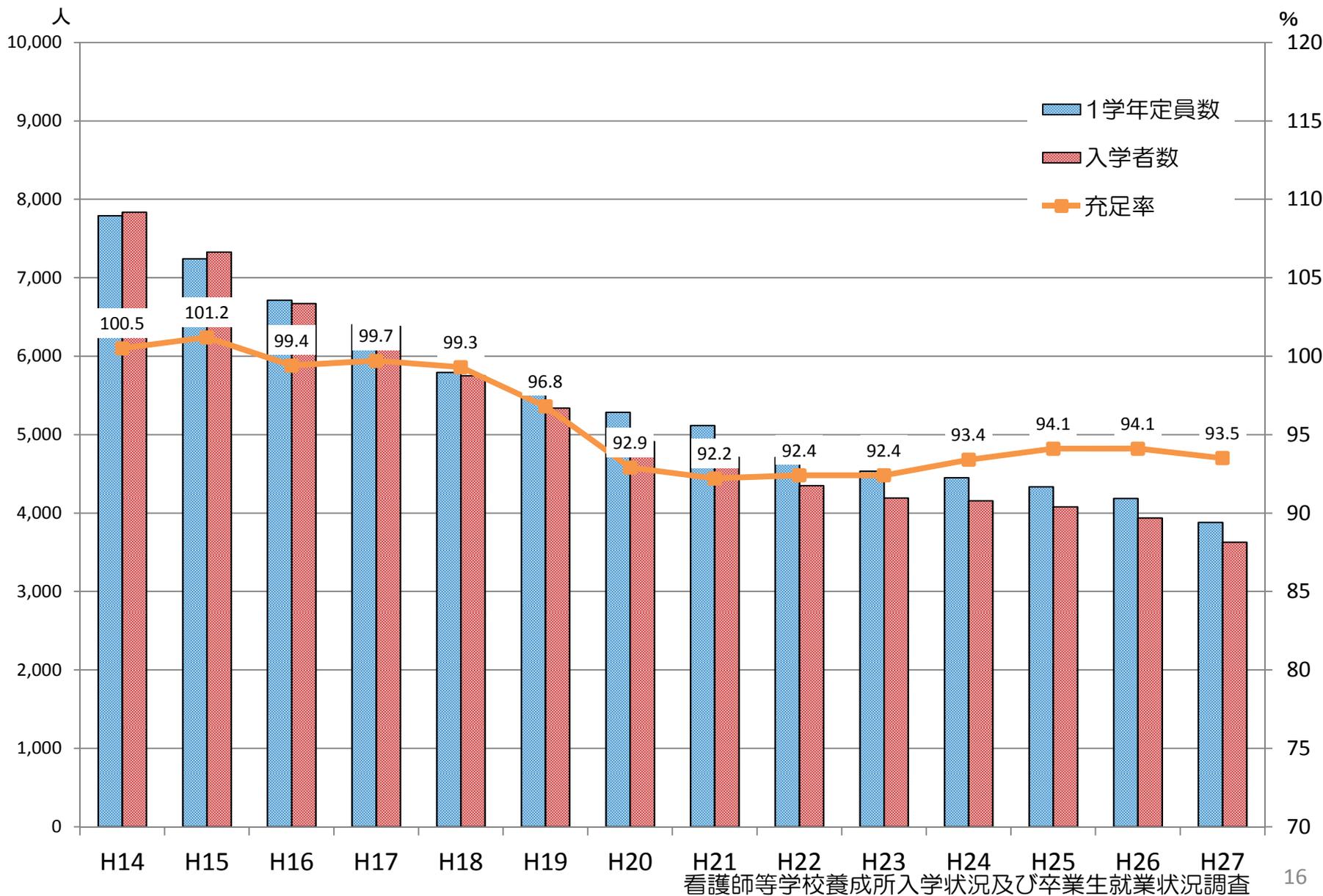
看護師2年課程学校養成所の1学年定員数、入学者数及び定員充足率



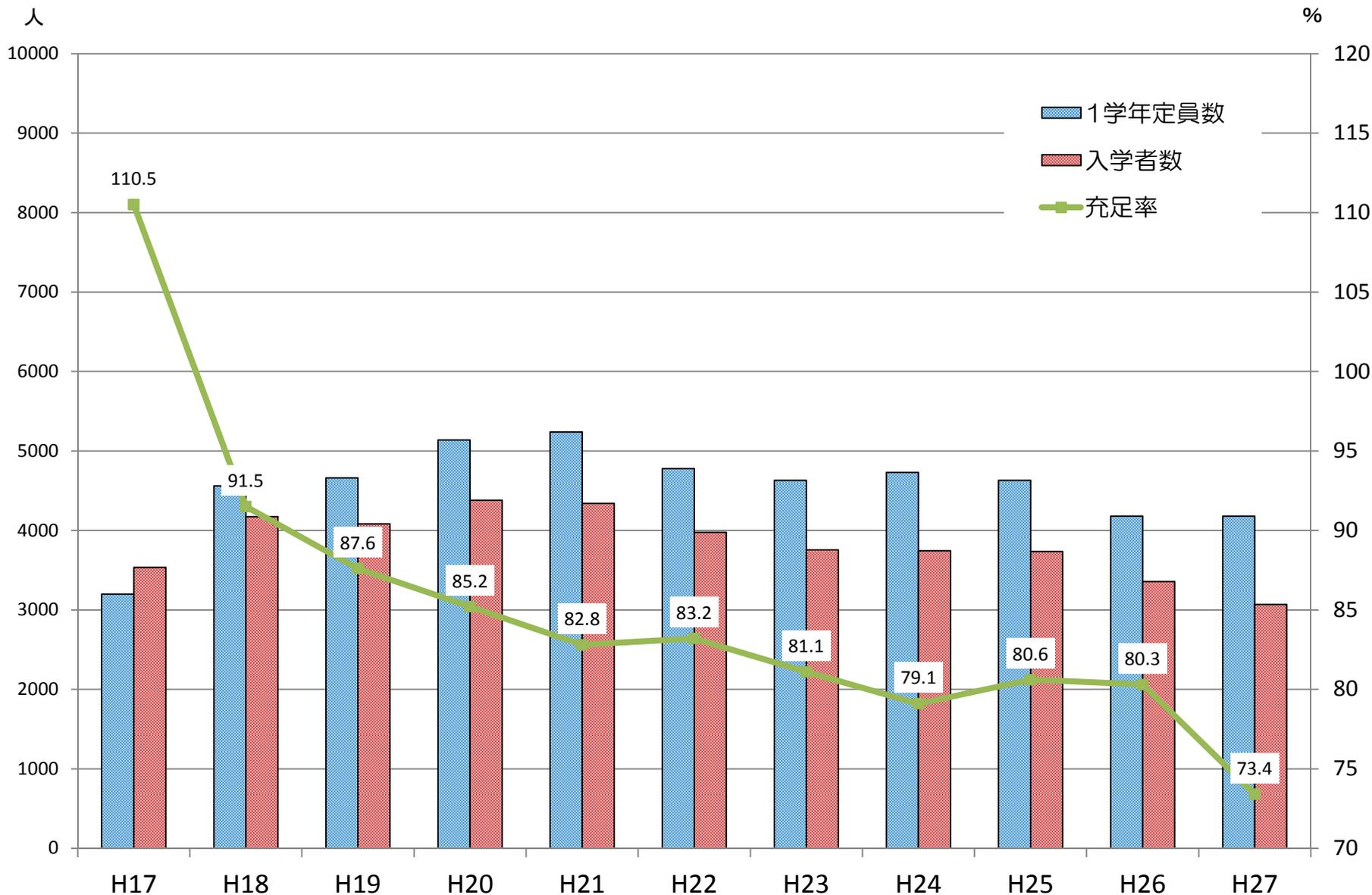
看護師2年課程（全日制）学校養成所の1学年定員数、入学者数及び定員充足率



看護師2年課程（定時制）学校養成所の1学年定員数、入学者数及び定員充足率

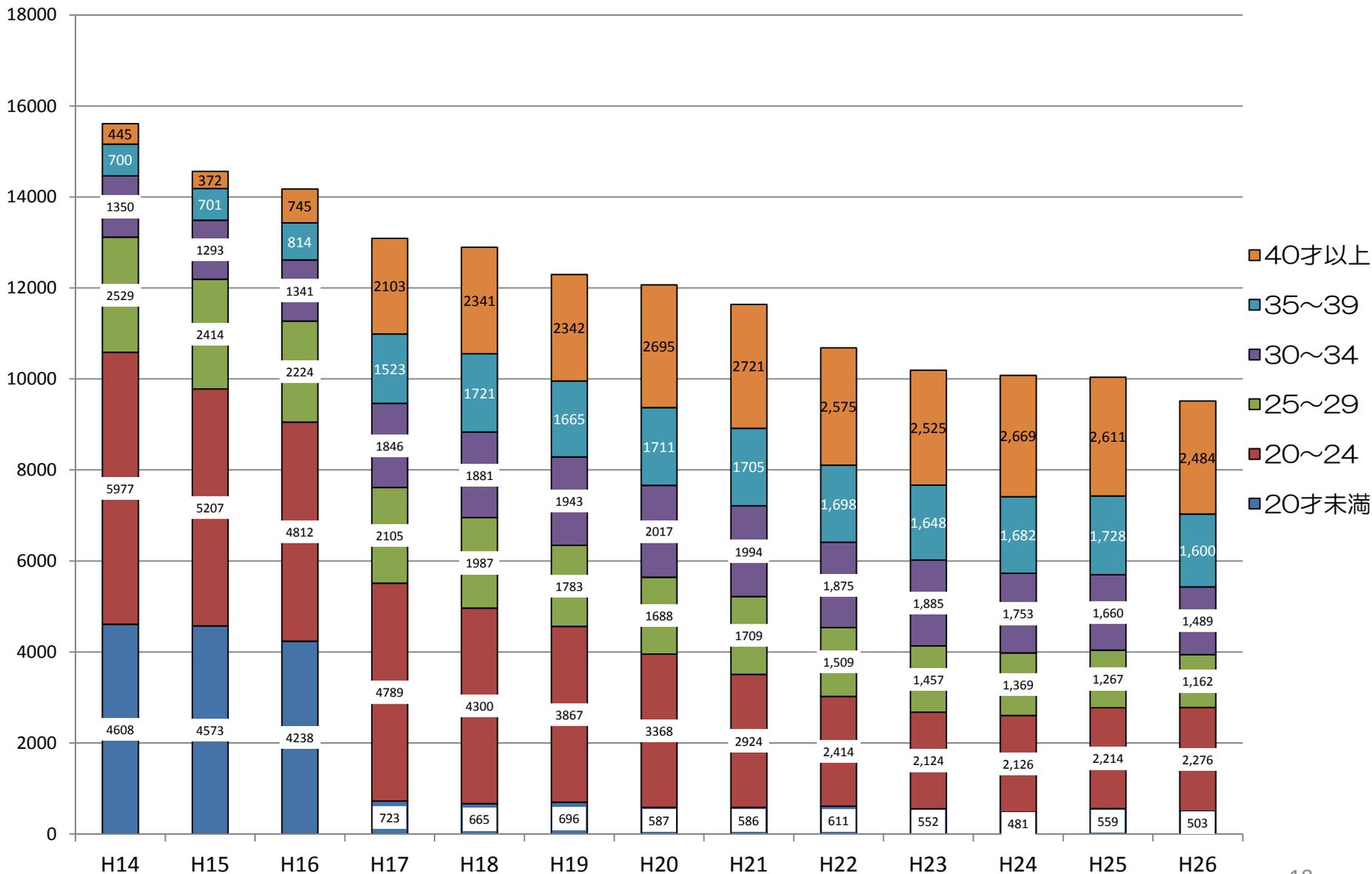


看護師2年課程（通信制）学校養成所の1学年定員数、入学者数及び定員充足率



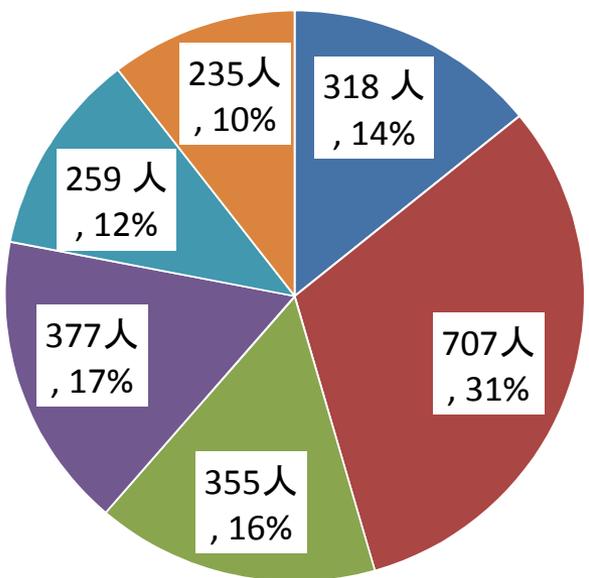
看護師2年課程学校養成所の入学者数の推移（年齢階級別）

人

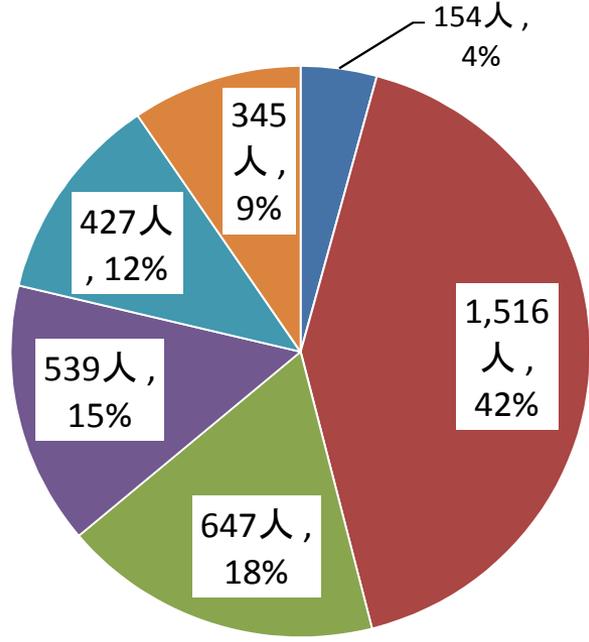


平成27年度 看護師2年課程学校養成所入学者数（通学形態別・年齢階級別）

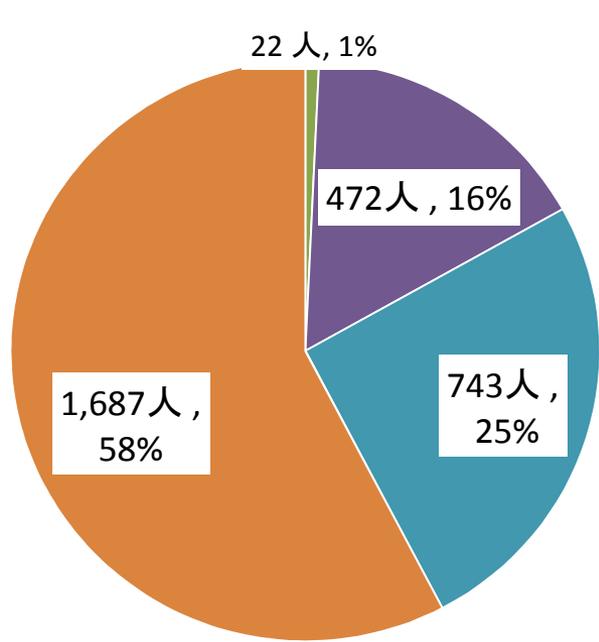
全日制 n=2,251



定時制 n=3,628



通信制 n=2,924



- 20才未満
- 20~24
- 25~29
- 30~34
- 35~39
- 40才以上

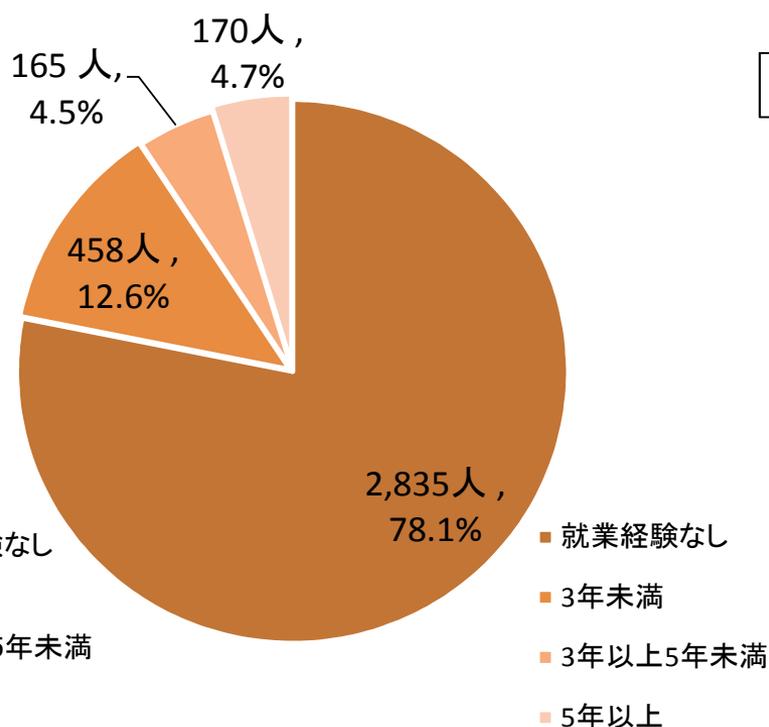
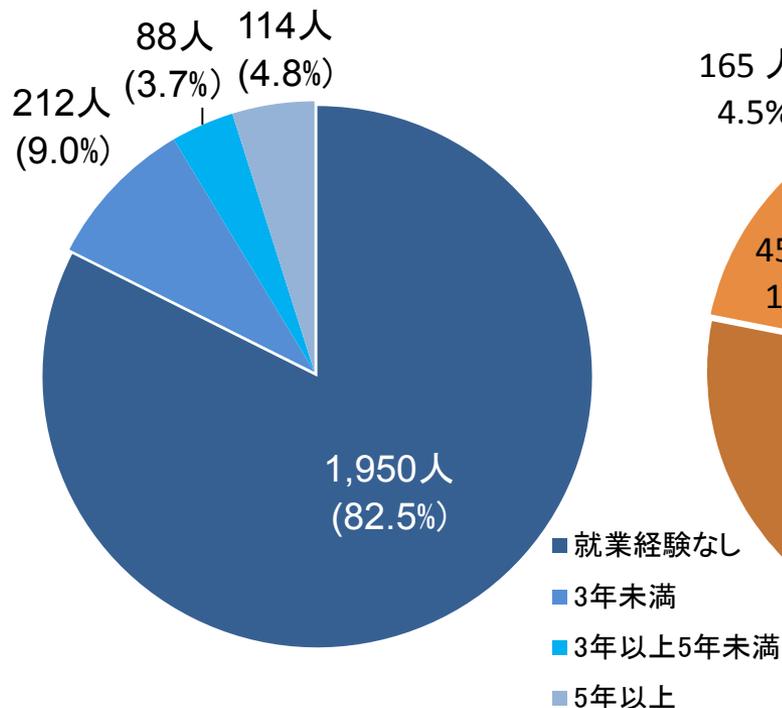
看護師2年課程学校養成所における入学者数（通学形態別・就業経験年数別）

全日制
 学校養成所数:62校
 1学年定員:2,580人
 入学者数:2,364人

定時制
 学校養成所数:101校
 1学年定員:3,880人
 入学者数:3,628人

参考) 通信制

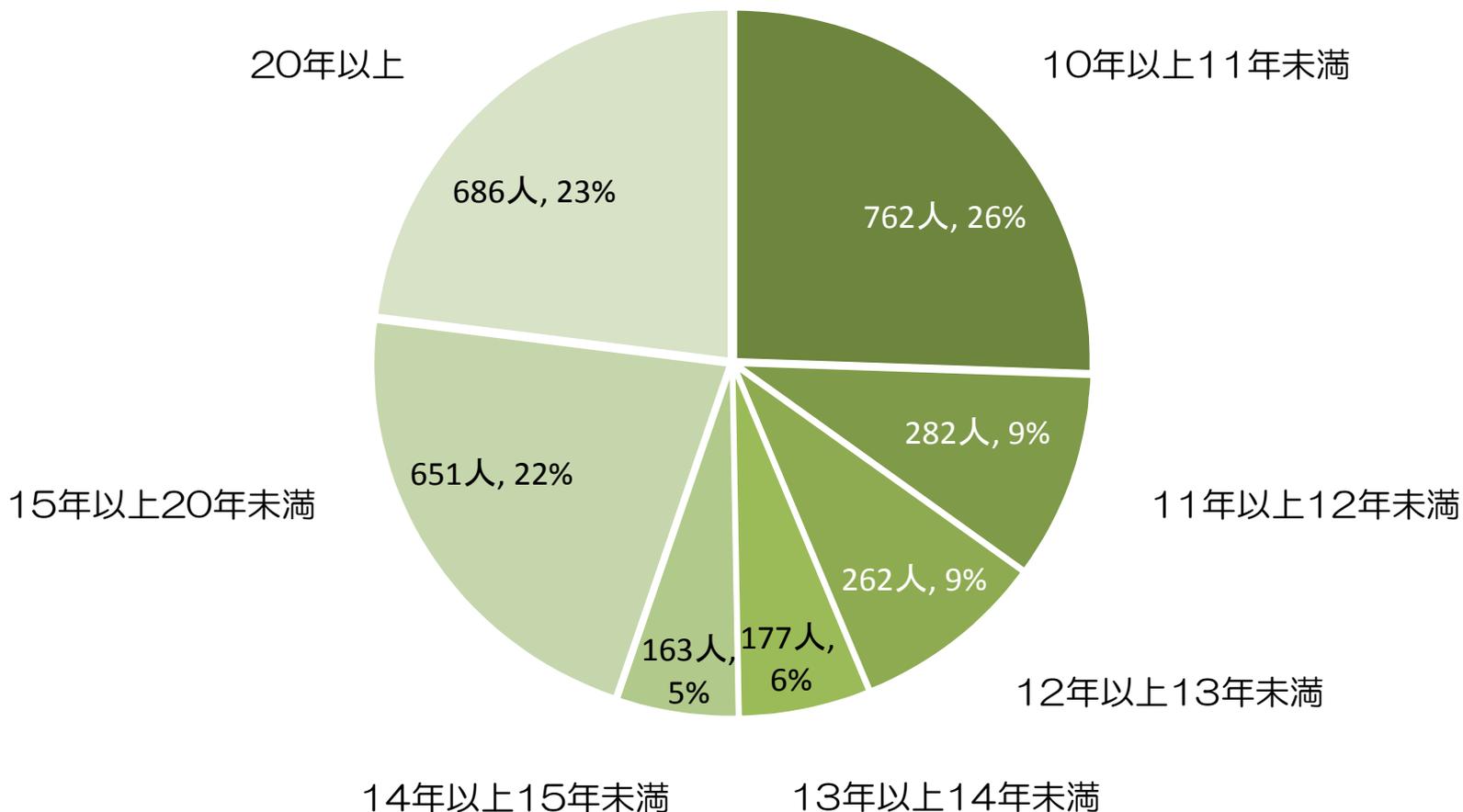
養成所数:18校
 1学年定員:4,180人
 入学者数:3,069人



※5年以上の入学者には、10年以上のものも含む。

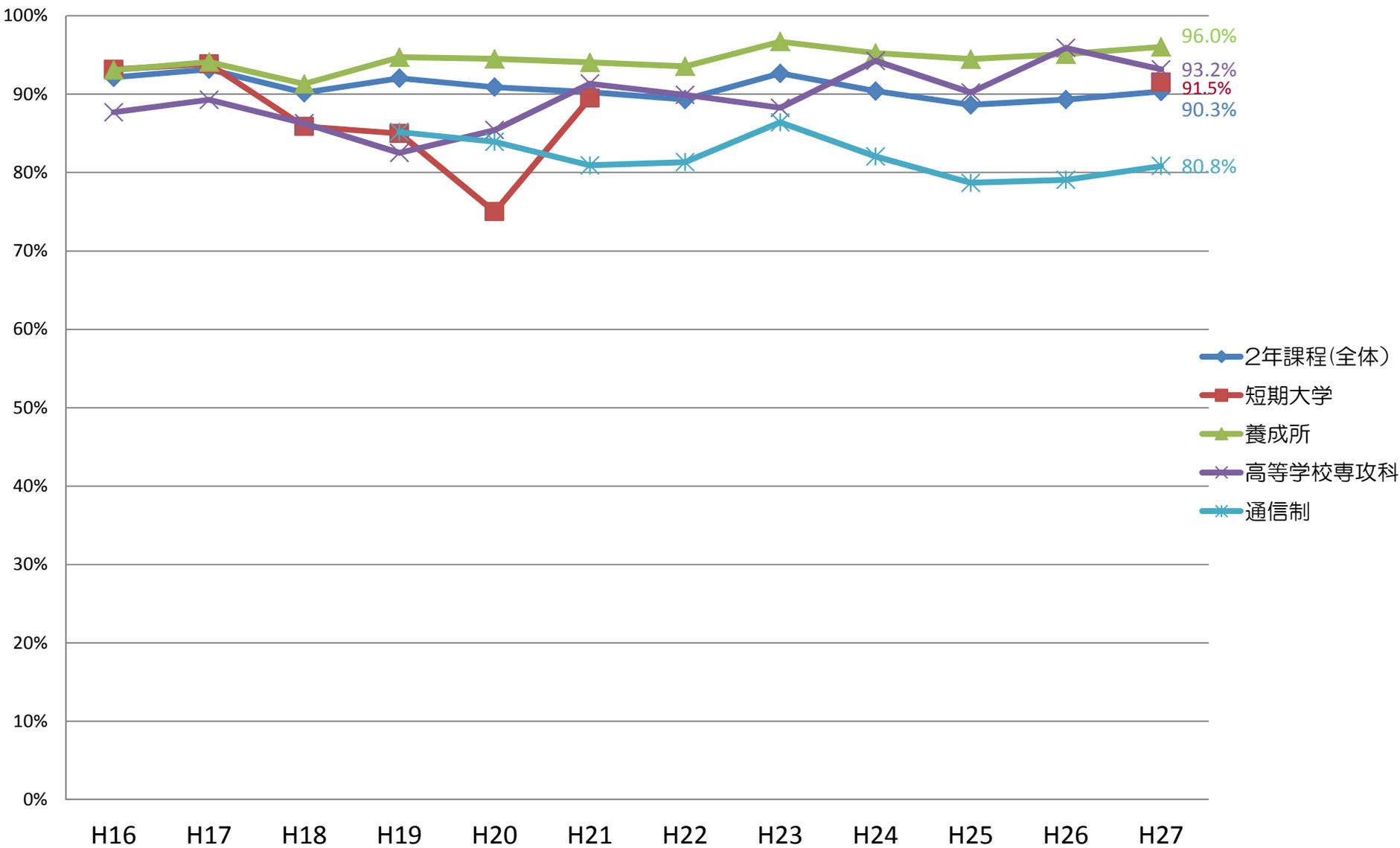
看護師2年課程学校養成所（通信制）における入学者数（就業経験年数別）

平成26年度（n=15校、2,983人）



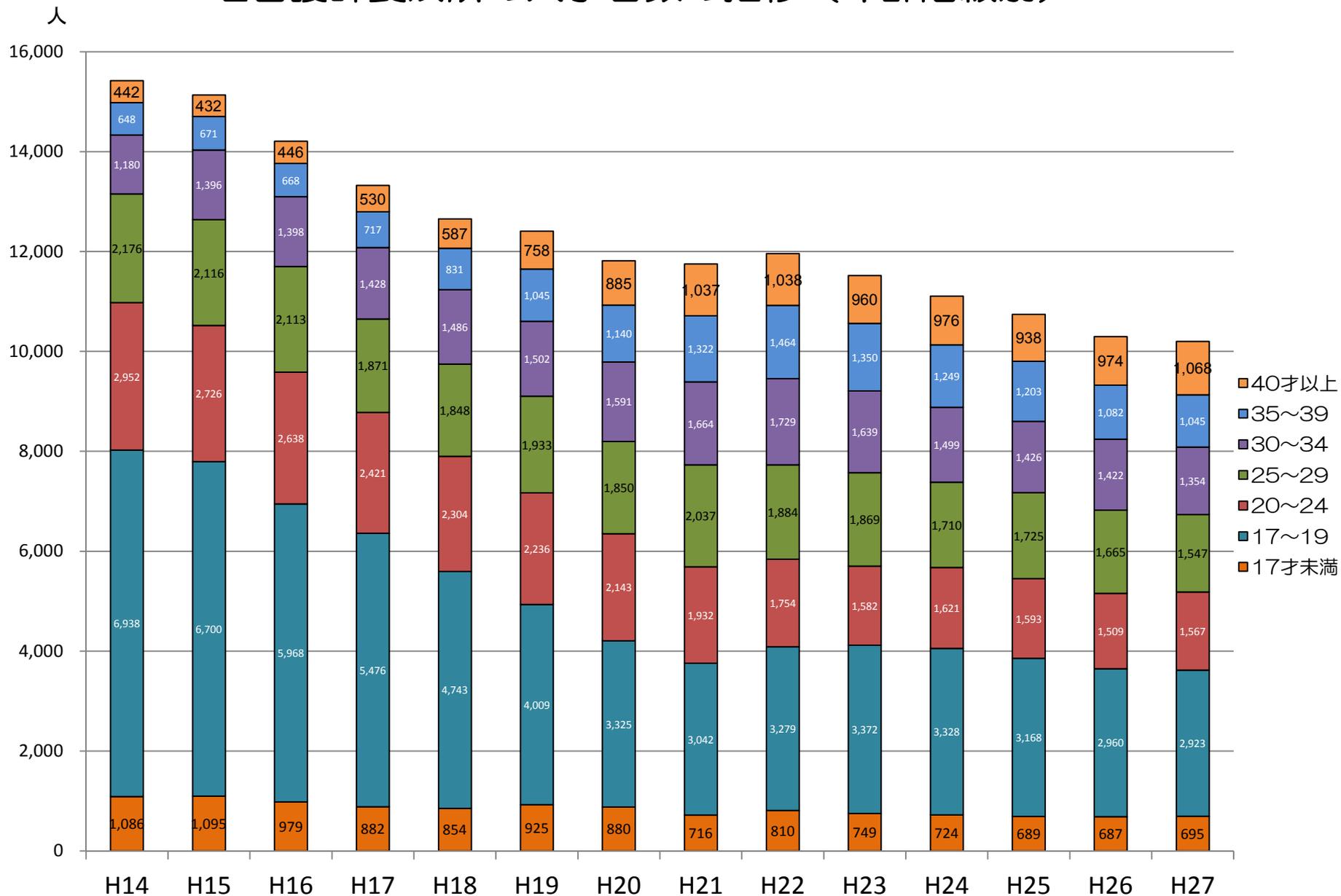
※20校のうち、18校から回答を得て、15校が有効回答であった。

看護師2年課程学校養成所における看護師国家試験合格率の推移（新卒者）



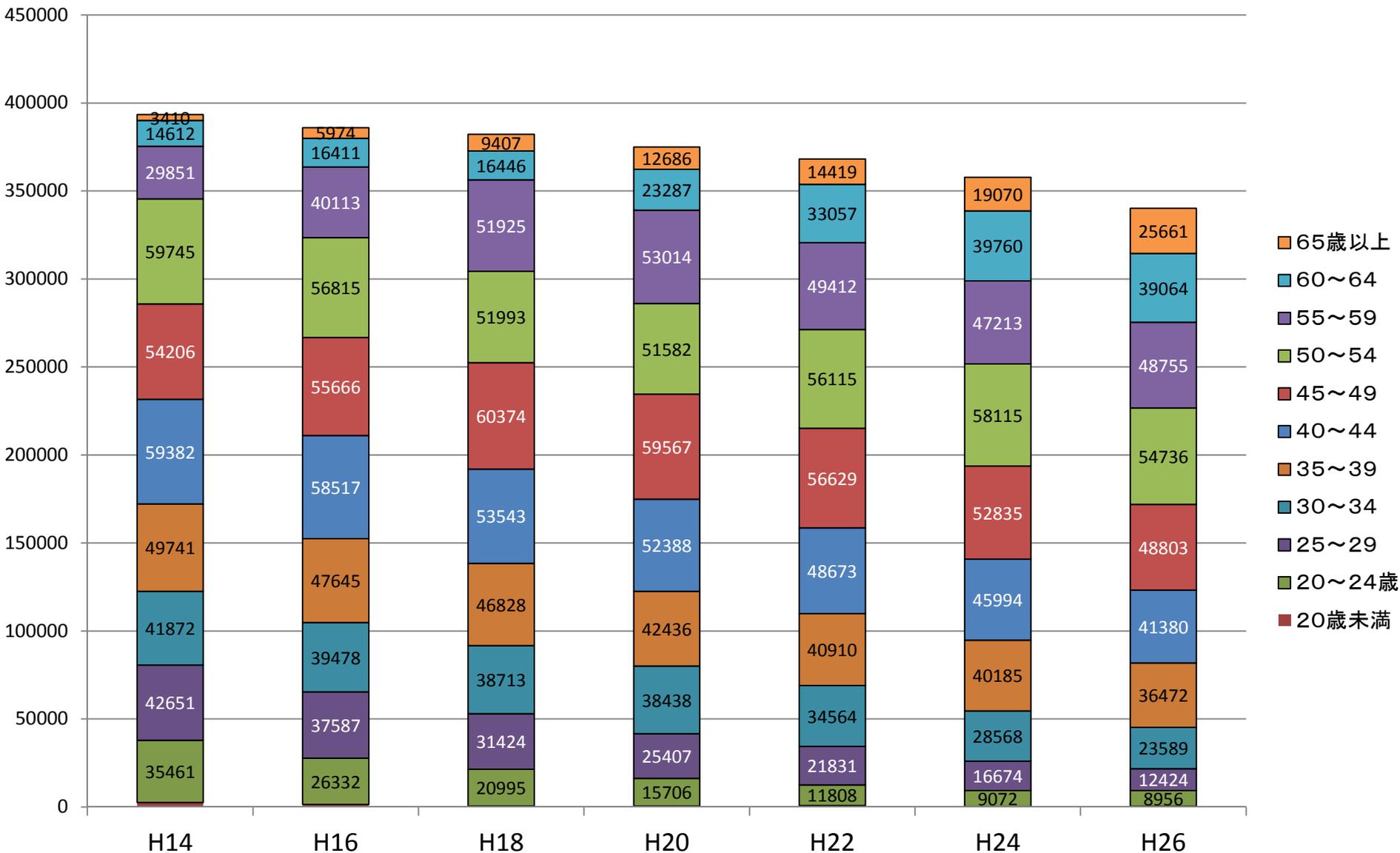
医政局看護課調べ

准看護師養成所の入学者数の推移（年齢階級別）



就業准看護師数の推移（年齢階級別）

人



調査結果の概要について

1. 看護師2年課程(通信制)への進学者の就業年限と就業内容に応じた教育(実習)内容についての研究(平成27年度厚生労働科学特別研究)結果概要
2. 厚生労働省医政局看護課ヒアリング調査結果概要

1.

看護師2年課程（通信制）への進学者の就業年限と
就業内容に応じた教育（実習）内容についての研究
（平成27年度厚生労働科学特別研究） 結果概要

研究の背景と目的

- ◆ 2015年3月の国家戦略特別区域諮問会議において、看護師学校養成所2年課程（通信制）について、「准看護師の免許を得た後10年以上業務に従事している」という入学要件を短縮する方向へ見直すことが規制改革事項として決定された。
- ◆ 本研究では、准看護師の就業の状況 や看護師学校養成所2年課程（通信制）における教育提供体制の実情等を明らかにし、入学要件の短縮やそれに伴う教育内容の見直しに関する議論に必要な基礎資料を得ることを目的とした。

研究方法及びスケジュール

【研究者代表者】

井部 俊子（聖路加国際大学）

2015年7月

2015年8～9月

2015年10月

2016年3月

准看護師の
就業／
教育関係者
からの
聞き取り



調査票の作成（7月末）

文献検討



① 准看護師就業調査

対象：通信制に在籍する准看護師
准看護師対象研修に参加する准看護師
方法：調査票を用いた横断/量的研究

② 看護師2年課程（通信制）の教育に関する調査（調査票）

対象：通信制の教員
方法：調査票を用いた横断/量的研究

③ 看護師2年課程（通信制）の教育に関する調査（インタビュー）

対象：通信制の教員

中間結果の分析・報告

最終結果の報告書

業務経験年数による准看護師の実技能力

調査方法: 准看護師の就業に関する質問紙調査

対象者: 准看護師2208名(4350通配布 2208通回収 回収率50.8%)

配布先) 看護師学校養成所2年課程(通信制)に在籍する准看護師、都道府県看護協会主催の准看護師対象研修に参加する准看護師

調査内容: 准看護師の実技技能について、新人看護職員ガイドライン【改訂版】における「技術的側面: 看護技術についての到達目標」を参考に作成した43項目について調査

調査結果:

① 准看護師としての 経験年数

年数	n	%
1～10年	119	5.4
11年以上	2076	94.0
無回答	13	0.6
全体	2208	100.0

② 経験年数による実技技能 (3段階(0～2)のリッカートスケール)

➤ 実技技能項目の平均値の差

11年以上群に対して1～10年群は低い

しかし、平均値の差は最大で0.32であり、**差は少ない**

➤ 実技技能項目の平均値の差のt検定

5～10年群と11年以上群の比較

43項目中24項目において統計的な有意差はみられない

➡ 「経験年数10年以内のもの平均値がそれ以上の経験年数のものと比較して低かったが、その差は小さかった」

調査方法: 看護師学校養成所2年課程(通信制)の教育に関する調査(質問紙、インタビュー)

<質問紙調査>

対象者: 看護教員 質問紙:116名(180通配布 116通回収 回収率64.4%)

調査内容: ①入学要件が短縮された場合に教育機関として必要になると考えられる対策
②入学要件としての業務経験年数を短縮した場合に変化する学習の達成度

調査結果:

①入学要件の就業経験年数が短縮された場合に対策が最も必要だとされていた項目

「見学実習の受け入れ施設を充実させること(2.39)」

(4段階(0~3)のリッカートスケール、カッコ内は加重平均値)

「教員を増員すること(2.32)」

「教員の教育力向上を図ること(2.27)」

入学要件の就業経験年数が短縮された場合に対策が最も必要ではないとされた項目

「見学実習の単位数を増加すること(1.73)」

「放送大学等での一定の単位取得を入学の要件にすること(1.89)」

「見学だけではない実習を行うこと(1.97)」

② 業務経験年数を短縮することにより、学生の「対象を捉える力(アセスメント能力)」、
「患者への関わり方や接し方」が現在より少し低くなると考えられていた

<インタビュー調査>

対象者: 看護師学校養成所2年課程(通信制)看護教員 インタビュー:46名

調査内容: 現在の教育内容に関する課題

見学実習のままなら時間を増やしても、変化がないのではないか。

実習施設の確保は困難である。

技術の獲得状況を確認し、不足している技術については学習を支援する必要がある。

登校する機会に、技術演習を実施し、技術力の獲得を支援している教育機関もある。



「実技技能能力と実技技能に必要な知識や思考過程を確認し、卒業までに身に付けるべき技術を演習することによって習得する必要がある」

入学者の就業経験年数算出における課題

調査方法: 看護師学校養成所2年課程(通信制)の教育に関する調査(インタビュー)

調査結果:

①就業経験年数の確認における課題

現状では、履歴書類と作文の提出のみで入学が決まっていることが多く、学生の実務経験の内容が十分に確認出来ない。

就業証明書に詳細に就業内容を記載するようにはどうか。

入学時に経験している実務内容や実技技能を確認し、卒業までに不足を補うことが必要。

②入学者の選抜における課題

入学定員をみたすことが困難な教育機関では、入学希望者を選抜すること自体が難しい。

また、選抜試験を実施すると希望者が減少する恐れがあり、教育機関の経営上の課題となる。

(参考)厚生労働省医政局看護課メール調査

調査方法: 看護師学校養成所2年課程に対するメール調査(16校)

調査内容: 入学生の就業経験年数把握について

調査結果: 就業経験年数を確認時、勤務日数や時間等を
確認している学校養成所は2校のみ

内容	数
勤務日数や時間を確認している	2校
勤務場所の種別を確認している	10校
勤務日数や場所を入学審査で考慮している	1校

※無回答2校

学校養成所において、入学生の勤務形態や日数は確認していない状況



「業務経験年数のみならず、就業形態、就業場所、実技技能の実施度を確認した上で、卒業までに必要な技術を効果的に取得できるような学習環境の整備を行う必要がある」

2. 厚生労働省医政局看護課ヒアリング調査 結果概要

就業経験年数による准看護師の実技能力

調査方法： 准看護師の実技能力に関するヒアリング調査

対象者： 新卒准看護師を採用している病院の看護管理者

対象病院： 13施設

調査結果：

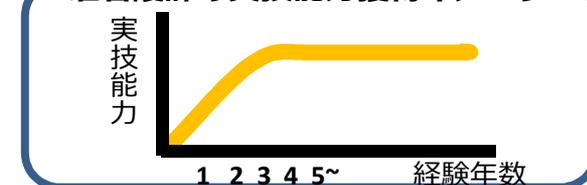
実技能力の習得と業務経験年数に関する意見

- 言われたことをやるという意味では、入職後すぐ習得できる。
- 半年程度で習得でき、1年経つと自立して看護業務が行える。
- ひとつとおり習得でき夜勤ができるまでに10か月から1年かかる。
- 1年で一般的な実技能力はひとつとおり習得できている。
- 1年程度で習得でき、個人差はあるが自立して看護業務が行えるには3年かかる。
- 1年から3年経過すると自立して実技が行える。
- 2年程度でひとつとおり習得できる。
- 病棟勤務であれば習得に5年かかる。
- 手術室勤務であれば習得に4～5年かかる。
- ひとつとおり習得するのに3～4年かかる。5年経つと業務上十分な戦力になる。
- 就業経験年数10年以上と5～10年では実技能力に差は無い。

病床規模別対象病院

病床数	件数
20～100床	3
100～200床	5
200～400床	2
400～600床	3

准看護師の実技能力獲得イメージ



准看護師は概ね半年から5年で実技能力を習得する

ご検討いただきたい事項

＜入学要件における就業経験年数の短縮について＞

- 「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）において「現行の10年から大幅に短縮する」とされたことや調査結果（資料3、P4・P8）を踏まえ、就業経験年数を何年にするか。

＜入学要件の見直しに伴う教育の充実について＞

- 調査結果（資料3、P5）を踏まえ、就業経験年数の短縮に当たっては、入学生の実技能力、必要な知識や思考過程を確認した上で、身に付けるべき技術を学生が習得できるよう、養成所における教育の充実を図ることとしてはどうか。

- 具体的には、
 - ① 対面による授業日数を追加し、根拠に基づいた看護を実践するための問題解決プロセスを学ぶ内容や健康教育において効果的なコミュニケーションについて学ぶ内容を含むものとして実施してはどうか。
 - ② 対面による授業の充実のため、専任教員の定数を現行の7人から増員してはどうか。
 - ③ 調査結果（資料3、P6）を踏まえ、准看護師としてのこれまでの就業形態、就業場所、就業日数・時間について、養成所で入学時に把握し、個々の学生の教育内容に生かしていくこととしてはどうか。

- このような教育内容の見直しには、養成所における体制整備等に時間を要すると考えられることから、その施行時期について配慮することとしてはどうか。

国家戦略特区における追加の規制改革事項等について(抄)

平成 27 年 3 月 19 日

国家戦略特別区域諮問会議

- ◇ 2015年度までの2年間を集中取組期間とし、いわゆる岩盤規制全般について突破口を開いていく国家戦略特区については、「日本再興戦略改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)に基づき、指定した特区の区域会議や、全国の地方自治体・民間からの提案も踏まえ、地方創生の推進等の観点からも、必要な規制改革事項を追加する。
- ◇ 具体的には、引き続き、国家戦略特別区域諮問会議や国家戦略特区ワーキンググループにおける検討も踏まえ、昨年10月10日の第9回会議でとりまとめたものに加え、以下の規制改革事項について、今通常国会に提出する特区法改正案の中に、特例措置等の必要な規定を盛り込むなど、所要の措置を講ずる。
- ◇ 速やかに全国規模の規制改革を進める。

(8) 通信制看護師学校養成所の入学基準の緩和

- ・ 地域医療体制の充実に向けた看護師養成のため、通信制看護師学校養成所の入学基準について、准看護師としての業務経験年数を短縮することについて検討し、今年中に結論を得て、速やかに措置する。

「日本再興戦略」改訂 2015 -未来への投資・生産性革命- (抄)

平成 27 年 6 月 30 日

5 立地競争力のさらなる強化

5-1. 「国家戦略特区」の実現/公共施設等運営権等の民間開放 (PPP/PFI の活用拡大)、空港・港湾など産業インフラの整備/都市の競争力の向上

(3) 新たに講ずべき具体的施策

(医療イノベーションの推進、持続可能な社会保障システムの構築)

⑫ 通信制看護師学校養成所の入学基準の緩和

- ・ 地域医療体制の充実に向けた看護師養成のため、通信制看護師学校養成所の入学基準について、准看護師としての業務経験年数を現行の 10 年から大幅に短縮することについて全国的な措置として検討し、今年中に結論を得て、速やかに措置する。

保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第一号）（抄）

（この省令の趣旨）

- 第一条 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号。以下「法」という。）第十九条第一号、法第二十条第一号、法第二十一条第二号若しくは法第二十二条第一号の規定に基づき文部科学大臣が指定する学校、法第二十一条第一号の規定に基づき文部科学大臣が指定する大学又は法第十九条第二号、法第二十条第二号若しくは法第二十一条第三号の規定に基づき都道府県知事が指定する保健師養成所、助産師養成所若しくは看護師養成所（以下「看護師等養成所」という。）若しくは法第二十二条第二号の規定に基づき都道府県知事が指定する准看護師養成所（以下「准看護師養成所」という。）の指定に関しては、保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。
- 2 前項の学校とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の規定による学校及びこれに付設される同法第二百二十四条の規定による専修学校又は同法第三百三十四条第一項の規定による各種学校をいう。

（保健師学校養成所の指定基準）

- 第二条 法第十九条第一号の学校及び同条第二号の保健師養成所（以下「保健師学校養成所」という）に係る令第十一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 法第二十一条各号のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
 - 二 修業年限は、一年以上であること。
 - 三 教育の内容は、別表一に定めるもの以上であること。
 - 四 別表一に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち三人以上は保健師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。
 - 五 一の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数は、四十人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。
 - 六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。
 - 七 図書室及び専用の実習室を有すること。
 - 八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
 - 九 別表一に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
 - 十 専任の事務職員を有すること。
 - 十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。
 - 十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど学生若しくは生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

(助産師学校養成所の指定基準)

第三条 法第二十条第一号の学校及び同条第二号の助産師養成所（以下「助産師学校養成所」という。）に係る令第十一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第二十一条各号のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 二 修業年限は、一年以上であること。
- 三 教育の内容は、別表二に定めるもの以上であること。
- 四 別表二に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち三人以上は助産師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。
- 五 一の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数は、四十人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。
- 六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。
- 七 図書室及び専用の実習室を有すること。
- 八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
- 九 別表二に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 十 専任の事務職員を有すること。
- 十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。
- 十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど学生若しくは生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

(看護師学校養成所の指定基準)

第四条 法第二十一条第一号の大学、同条第二号の学校及び同条第三号の看護師養成所（以下「看護師学校養成所」という。）のうち、学校教育法第九十条第一項に該当する者（同法に基づく大学が同法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）を教育する課程を設けようとするものに係る令第十一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法第九十条第一項に該当する者（同法に基づく大学が同法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 二 修業年限は、三年以上であること。
- 三 教育の内容は、別表三に定めるもの以上であること。
- 四 別表三に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち八人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。
- 五 一の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数は、四十人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。
- 六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。
- 七 図書室並びに専用の実習室及び在宅看護実習室を有すること。ただし、実習室と在宅看護実習室

とは兼用とすることができる。

八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。

九 別表三に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

十 専任の事務職員を有すること。

十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。

十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど学生若しくは生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

2 看護師学校養成所のうち、免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師を教育する課程を設けようとするものに係る令第十一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。ただし、前項に規定する課程を併せて設けようとするものについては、第十号の規定は適用しない。

一 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師であることを入学又は入所の資格とするものであること。ただし、通信制の課程においては、免許を得た後十年以上業務に従事している准看護師であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二 修業年限は、二年以上であること。

三 教育の内容は、別表三の二に定めるもの以上であること。

四 別表三の二に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち七人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。

五 一の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数は、四十人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。

六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。

七 図書室並びに専用の実習室及び在宅看護実習室を有すること。ただし、実習室と在宅看護実習室とは兼用とすることができる。

八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。

九 別表三の二に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

十 専任の事務職員を有すること。

十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。

十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど学生若しくは生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

3 看護師学校養成所のうち、高等学校及び当該高等学校の専攻科（以下この項において「専攻科」という。）において看護師を養成する課程を設けようとするものに係る令第十一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 高等学校及び専攻科が、看護師を養成するために一貫した教育を施すものであること。

- 二 専攻科の修業年限は、二年以上であること。
- 三 教育の内容は、別表三の三に定めるもの以上であること。
- 四 別表三の三に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち八人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。
- 五 一の授業科目について同時に授業を行う生徒の数は、四十人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。
- 六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。
- 七 図書室並びに専用の実習室及び在宅看護実習室を有すること。ただし、実習室と在宅看護実習室とは兼用とすることができる。
- 八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
- 九 別表三の三に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 十 専任の事務職員を有すること。
- 十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。
- 十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学の条件とするなど生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

(准看護師学校養成所の指定基準)

- 第五条 法第二十二条第一号の学校（以下「准看護師学校」という。）に係る令第十一条第一項の主務省令で定める基準及び准看護師養成所に係る令第十八条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 学校教育法第五十七条に該当する者であることを入学若しくは入所の資格とするもの又は中等教育学校の後期課程であること。
 - 二 修業年限は、二年以上であること。
 - 三 教育の内容は、別表四に定めるもの以上であること。
 - 四 別表四に掲げる各科目を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち五人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。
 - 五 一の授業科目について同時に授業を行う生徒の数は、四十人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。
 - 六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。
 - 七 図書室及び専用の実習室を有すること。
 - 八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
 - 九 別表四に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
 - 十 専任の事務職員を有すること。
 - 十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。

十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

(指定基準の特例)

第五条の二 保健師学校養成所、助産師学校養成所、看護師学校養成所又は准看護師学校養成所（以下この項において「保健師等学校養成所」という。）であつて、複数の保健師等学校養成所の指定を併せて受けようとするものについては、第二条から前条までの規定にかかわらず、教育上支障がない場合に限り、第二条第七号、第三条第七号、第四条第一項第七号、同条第二項第七号、同条第三項第七号又は第五条第七号の図書室（以下この項において「図書室」という。）は併せて指定を受けようとする保健師等学校養成所の図書室と、第二条第七号、第三条第七号、第四条第一項第七号、同条第二項第七号、同条第三項第七号若しくは第五条第七号の実習室又は第四条第一項第七号、同条第二項第七号若しくは同条第三項第七号の在宅看護実習室（以下この項において「実習室等」という。）は併せて指定を受けようとする保健師等学校養成所の実習室等と、それぞれ兼用とすることができる。

(指定基準の特例)

第六条 保健師学校養成所であつて、看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程により別表一及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものに対する第二条第一号の規定の適用については、「法第二十一条各号のいずれかに該当する者」とあるのは「学校教育法第九十条第一項に該当する者（同法に基づく大学が同法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」とする。

2 助産師学校養成所であつて、看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程により別表二及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものに対する第三条第一号の規定の適用については、「法第二十一条各号のいずれかに該当する者」とあるのは「学校教育法第九十条第一項に該当する者（同法に基づく大学が同法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」とする。

(指定に関する報告事項)

第六条の二 令第十一条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する看護師等養成所にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。

- 一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 名称
- 三 位置
- 四 指定をした年月日及び設置年月日（設置されていない場合にあつては、設置予定年月日）
- 五 学則（課程、修業年限及び入所定員に関する事項に限る。）
- 六 長の氏名

(指定の申請書の記載事項等)

第七条 令第十二条の申請書には、次に掲げる事項（地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年

法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。)の設置する保健師学校養成所、助産師学校養成所、看護師学校養成所又は准看護師学校若しくは准看護師養成所にあつては、第十号に掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。この場合において、保健師学校養成所については、第九号中「診療科名及び患者収容定員並びに最近二年間の年別の入院患者延数、外来患者延数及び分べん取扱数」とあるのは、「専任又は兼任別の医師及び保健師の定員」とする。

- 一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
 - 二 名称
 - 三 位置
 - 四 設置年月日
 - 五 学則
 - 六 長の氏名
 - 七 教員の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別
 - 八 校舎の各室の用途及び面積
 - 九 実習施設の名称、位置、開設者の氏名（法人にあつては、名称）、診療科名及び患者収容定員並びに最近二年間の年別の入院患者延数、外来患者延数及び分べん取扱数（実習施設が二以上あるときは、施設別に記載するものとする。）
 - 十 収支予算及び向こう二年間の財政計画
- 2 令第二十一条の規定により読み替えて適用する令第十二条の書面には、前項第二号から第九号までに掲げる事項を記載しなければならない。
- 3 第一項の申請書又は前項の書面には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 長及び教員の履歴書
 - 二 校舎の配置図及び平面図
 - 三 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書目録
 - 四 実習施設における実習についての当該施設の開設者の承諾書

（変更の承認又は届出を要する事項）

第八条 令第十三条第一項（令第二十条において準用する場合及び令第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前条第一項第五号に掲げる事項（課程、修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項に限る。）、同項第八号に掲げる事項又は実習施設とする。

- 2 令第十三条第二項（令第二十条において準用する場合及び令第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項（課程、修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項を除く。）とする。

（変更の承認又は届出に関する報告）

第八条の二 令第十三条第三項（令第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告は、毎年五月三十一日までに、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期間に係るものを取りまとめて、厚生労働大臣に報告するものとする。

- 一 変更の承認に係る事項（第七条第一項第八号に掲げる事項及び実習施設を除く。）当該年の前年の四月一日から当該年の三月三十一日までの期間
- 二 変更の届出又は通知に係る事項 当該年の前年の五月一日から当該年の四月三十日までの期間

（報告を要する事項）

第九条 令第十四条第一項（令第二十条において準用する場合及び令第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該学年度の学年別の学生又は生徒の数
 - 二 前学年度の卒業生数
 - 三 前学年度における教育の実施状況の概要
- 2 令第十四条第二項（令第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前項第三号に掲げる事項とする。

（指定の取消しに関する報告事項）

第九条の二 令第十六条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する看護師等養成所にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。

- 一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 名称
- 三 位置
- 四 指定を取り消した年月日
- 五 指定を取り消した理由

（指定取消しの申請書等の記載事項）

第十条 令第十七条（令第二十条において準用する場合を含む。）の申請書又は令第二十一条の規定により読み替えて適用する令第十七条（令第二十条において準用する場合を含む。）の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 指定の取消しを受けようとする理由
- 二 指定の取消しを受けようとする予定期日
- 三 在学中の学生又は生徒があるときはその措置

（准看護師養成所の指定の申請書の記載事項等）

第十一条 令第十九条の申請書には、第七条第一項各号に掲げる事項（公立の准看護師養成所にあつては、第十号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

- 2 令第二十一条の規定により読み替えて適用する令第十九条の書面には、第七条第一項第二号から第九号までに掲げる事項を記載しなければならない。
- 3 第一項の申請書又は前項の書面には、第七条第三項各号に掲げる書類を添えなければならない。

第十二条～第十六条 削除

附 則 （略）

別表一 (第二条関係) (略)

別表二 (第三条関係) (略)

別表三 (第四条関係)

教 育 内 容		単 位 数
基礎分野	科学的思考の基盤	} 13
	人間と生活・社会の理解	
専門基礎分野	人体の構造と機能	} 15
	疾病の成り立ちと回復の促進	
	健康支援と社会保障制度	6
専門分野 I	基礎看護学	10
	臨地実習	3
	基礎看護学	3
専門分野 II	成人看護学	6
	老年看護学	4
	小児看護学	4
	母性看護学	4
	精神看護学	4
	臨地実習	16
	成人看護学	6
	老年看護学	4
	小児看護学	2
	母性看護学	2
	精神看護学	2
統合分野	在宅看護論	4
	看護の統合と実践	4
	臨地実習	4
	在宅看護論	2
	看護の統合と実践	2
合 計		97

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

二 次に掲げる学校等において既に履修した科目については、その科目の履修を免除することができる。

イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学

ロ 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十二条第一号の規定により指定されている歯科衛生士学校（同号イに掲げる学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。）又は同条第二号の規定により指定されている歯科衛生士養成所

ハ 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号の規定により指定

- されている学校又は診療放射線技師養成所
- ニ 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所
- ホ 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第十一条第一号若しくは二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設
- ヘ 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号又は第二号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所
- ト 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所
- チ 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所
- リ 救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第一号、第二号又は第四号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所
- ヌ 言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三十三条第一号、第二号、第三号又は第五号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所
- 三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習二十三単位以上及び臨地実習以外の教育内容七十四単位以上（うち基礎分野十三単位以上、専門基礎分野二十一単位以上並びに専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野を合わせて四十単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表三の二（第四条関係）

教 育 内 容		単 位 数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	} 7
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度	} 10 4
専門分野 I	基礎看護学 臨地実習 基礎看護学	6 2 2
専門分野 I I	成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 臨地実習 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学	3 3 3 3 3 10 2 2 2 2 2
統合分野	在宅看護論 看護の統合と実践 臨地実習 在宅看護論 看護の統合と実践	3 4 4 2 2
合計		65

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。ただし、通信制の課程においては、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第五条の規定の例による。

二 通信制の課程における授業は、大学通信教育設置基準第三条第一項及び第二項に定める方法により行うものとする。ただし、同課程における臨地実習については、同条第一項に定める印刷教材等による授業及び面接授業並びに病院の見学により行うものとする。

三 次に掲げる学校等において既に履修した科目については、その科目の履修を免除することができる。

イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令に基づく大学

ロ 歯科衛生士法第十二条第一号の規定により指定されている歯科衛生士学校（同号イに掲げる学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。）又は同条

- 第二号の規定により指定されている歯科衛生士養成所
- ハ 診療放射線技師法第二十条第一号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所
- ニ 臨床検査技師等に関する法律第十五条第一号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所
- ホ 理学療法士及び作業療法士法第十一条第一号若しくは二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設
- ヘ 視能訓練士法第十四条第一号又は第二号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所
- ト 臨床工学技士法第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所
- チ 義肢装具士法第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所
- リ 救急救命士法第三十四条第一号、第二号又は第四号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所
- 又 言語聴覚士法第三十三条第一号、第二号、第三号又は第五号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所
- 四 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十六単位以上及び臨地実習以外の教育内容四十九単位以上（うち基礎分野七単位以上、専門基礎分野十四単位以上並びに専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野を合わせて二十八単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表三の三 （第四条関係） （略）

別表四 （第五条関係） （略）

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン

保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所の運営に関する指導については、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）、保健師助産師看護師法施行令（昭和 28 年政令第 386 号。以下「施行令」という。）及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号。以下「指定規則」という。）に定めるもののほか、このガイドラインに定めるところによる。

第 1 課程の定義等

1 このガイドラインにおいて、看護師養成所における課程の定義は、次のとおりであること。

(1) 「3年課程」とは、指定規則第4条第1項に規定する課程のうち、(2)に規定する課程を除くものをいう。

(2) 「3年課程（定時制）」とは、指定規則第4条第1項に規定する課程であって、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制」という）により4年間の教育を行うものをいう。

(3) 「2年課程」とは、指定規則第4条第2項に規定する課程のうち、(4)及び(5)に規定する課程を除くものをいう。

(4) 「2年課程（定時制）」とは、指定規則第4条第2項に規定する課程であって、定時制により3年間の教育を行うものをいう。

(5) 「2年課程（通信制）」とは、指定規則第4条第2項に規定する課程のうち同項第1号ただし書に基づき、免許を得た後10年以上業務に従事している准看護師を対象に、主として通信学習により2年以上の教育を行うものをいう。

なお、通信学習とは、印刷教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（以下「印刷教材による授業」という。）、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（以下「放送授業」という。）等により行われるものとする。

2 保健師養成所及び助産師養成所において、定時制による教育が行われる場合は、指定規則第2条及び第3条に規定する養成所のうち、1年以上2年以内の教育を行うものとする。

第 2 名称に関する事項

養成所であることを示すものとし、他のものと紛らわしい名称を使用しないこと。

第 3 学則に関する事項

1 学則は、養成所ごとに定めること。ただし、2以上の養成所を併設するものにおいて

は、これらの養成所を総合して学則を定めて差し支えないこと。

2 学則の中には、次の事項を記載すること。

- (1) 設置の目的
- (2) 名称
- (3) 位置
- (4) 養成所名（2以上の養成所を併設するものに限る。ただし、保健師養成所と看護師養成所（3年課程及び3年課程（定時制）に限る。この項において同じ。）又は助産師養成所と看護師養成所の指定を併せて受け、それらの教育内容を併せて教授する教育課程（以下「統合カリキュラム」という。）により教育を行う場合は、その旨を明記すること。）
- (5) 課程名（看護師養成所に限る。）
- (6) 定員（看護師養成所及び准看護師養成所にあつては、1学年の入学定員及び総定員）及び1の授業科目について同時に授業を行う学生の編成に関する事項
- (7) 修業年限、学期及び授業を行わない日に関する事項
- (8) 教育課程及び単位数（准看護師養成所にあつては、時間数）に関する事項
- (9) 成績の評価及び単位の認定に関する事項
- (10) 大学や他の学校養成所等で修得した単位の認定に関する事項
- (11) 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
- (12) 教職員の組織に関する事項
- (13) 運営を行うための会議に関する事項
- (14) 学生の健康管理に関する事項
- (15) 授業料、入学料、その他の費用徴収に関する事項

3 次のような事項について学則の細則を定めること。

例 入学の選考

成績評価及び卒業の認定

健康管理

教職員の所掌事務

諸会議の運営

検定料、入学料、授業料等の金額及び費用徴収の方法

図書室管理

自己点検・自己評価

第4 学生に関する事項

1 入学資格の確認

(1) 入学資格の確認は、次の書類を提出させることにより確実に行うこと。

ア 保健師養成所及び助産師養成所

看護師学校の修了証書の写し若しくは修了見込証明書又は看護師養成所の卒業証書の写し若しくは卒業見込証明書

イ 看護師養成所

(ア) 3年課程及び3年課程(定時制)にあつては、学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条の規定により大学に入学することのできる者であることを証明する次の書類

- a 高等学校又は中等教育学校を卒業した者にあつては、高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
- b 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条第5号に該当する者にあつては、高等学校卒業程度認定試験の合格証明書、合格成績証明書又は合格見込成績証明書
- c a又はb以外の者で、学校教育法第90条に該当するものにあつては、それを証明する書類

(イ) 2年課程及び2年課程(定時制)にあつては、准看護師免許を取得していること及び免許を得た後3年以上業務に従事していること又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業していることを証明する次の書類

- a 准看護師免許証の写し

なお、准看護師免許を受けることができる者であつて入学願書の提出時に准看護師免許を取得していないものにあつては、入学時に准看護師免許証又は准看護師籍登録証明書を提示又は提出させ、免許取得の事実を確認すること。

- b 免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師にあつては、准看護師として3年以上業務に従事した旨の就業証明書(高等学校又は中等教育学校卒業者等の場合を除く。)

なお、入学願書の提出時に准看護師として業務に従事した期間が3年(36か月)に満たない者は、入学時に就業証明書を提出させ、業務従事期間を確認すること。

- c 高等学校又は中等教育学校を卒業している准看護師にあつては、高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

(ウ) 2年課程(通信制)にあつては、准看護師免許を取得していること及び免許を得た後10年以上業務に従事していることを証明する次の書類

- a 准看護師免許証の写し

- b 准看護師として10年(120か月)以上業務に従事した旨の就業証明書

なお、入学願書の提出時に准看護師として業務に従事した期間が、10年(120か月)に満たない者は、入学時に就業証明書を提出させ、業務従事期間を確認すること。

(エ) 2年課程、2年課程(定時制)及び2年課程(通信制)の入学資格については、以下の点に留意されたいこと。

- a 就業証明書とは、准看護師として業務に従事した施設の長(2以上の施設で業務に従事したときは、従事した施設すべての長)の発行する証明書をいうものであること。

- b 准看護師として業務に従事した月数(2年課程及び2年課程(定時制)につい

ては 36 か月以上、2 年課程（通信制）については 120 か月以上であること。）の算定に当たっては、准看護師として最初に勤務した日の属する月及び最後に勤務を終了した日の属する月は、それぞれ 1 か月として算定して差し支えないこと。

- c 学校教育法第 90 条の規定により大学に入学することのできる者（高等学校又は中等教育学校を卒業した者を除く。）であって准看護師であるものは、高等学校又は中等教育学校を卒業した准看護師と同様に 2 年課程及び 2 年課程（定時制）の入学資格を有するものであること。
- d 入学を認める際は、准看護師籍への登録が行われているかどうかの確認を徹底して行うこと。

なお、学校教育法第 90 条の規定により大学に入学することのできる者については、入学時に准看護師免許証又は准看護師籍登録証明書を提示又は提出することができないものであっても、入学時に免許申請がなされていることを確認した場合は、准看護師免許を取得した者とみなして当面入学させて差し支えないこと。この場合においては、准看護師籍への登録が完了し次第准看護師免許証の確認を行うこと。

ウ 准看護師養成所

学校教育法第 57 条の規定により高等学校に入学することのできる者であることを証明する次の書類

- (ア) 中学校を卒業した者にあつては、中学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
 - (イ) 中等教育学校の前期課程を修了した者にあつては、中等教育学校の前期課程の修了証明書又は修了見込証明書
 - (ウ) (ア) 又は (イ) 以外の者で、学校教育法第 57 条に該当するものにあつては、それを証明する書類
- (2) 外国における看護師教育を修了し、保健師養成所又は助産師養成所への入学を希望する者については、厚生労働大臣が看護師国家試験の受験資格を認めた場合に限り、入学資格を有するものであるので留意されたいこと。
- (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 57 条又は第 90 条に該当するか疑義のある者については、当該養成所のみで判断することなく都道府県担当課等に確認すること。

2 入学の選考

- (1) 入学の選考は、提出された書類、選考のための学力検査の成績等に基づき、適正に行うこと。
- (2) 保健師、助産師、看護師又は准看護師としての能力や適性にかかわりのない事項（体型、年齢、家族関係、色覚、医療機関への勤務の可否等）によって入学を制限しないこと。
- (3) 他の分野で働く社会人については、その経験に配慮した入学試験を設けることが望ましいこと。

(4) 入学の選考にかかわりのない書類（戸籍抄本、家族調書等）は提出させないこと。

3 卒業の認定

(1) 学生の卒業は、学生の成績を評価してこれを認めること。

(2) 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については、原則として卒業を認めないこと。（2年課程（通信制）を除く。）

4 学生に対する指導等

(1) 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学の条件とするなど学生又はこれになろうとする者が、特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

(2) 奨学金の受給について、学生又はこれになろうとする者に対して、的確な情報を提供するとともに、必要に応じて、助言、指導等を行うようにすること。

(3) 医療機関に勤務している学生が看護師等の資格を有しない場合に、法律に違反する業務を行わないように指導すること。

5 外国人の留学生の受入れ

(1) 看護師等養成所で受入れる留学生の人数は、教育指導や実習受入れの観点から、養成所の各学年定員の10%以内であること。

(2) 当該留学生の教育及び生活指導の向上のため、指定規則に定める専任教員に加えて、留学生5人に対し1人の割合で、担当する専任教員をおくこと。

(3) 留学生の受入れに際しては、在留資格、学歴、日本語能力について確認するとともに、次の事項に留意が必要であること。

ア 留学期間中に、就労することなく生活費用の支弁手段があること。

イ 奨学資金については、免許取得後の特定病院での勤務をあらかじめ義務づけるような形態は避け、卒業後の進路は本人の自由選択に委ねること。

ウ 帰国後は日本で学んだ技術を本国で生かし、本国で看護に関する業務に従事する予定が明確であること。

エ 学内の試験等については特別の扱いを行わないこと。

オ 留学生がアルバイトを行う場合には、法務大臣から資格外活動の許可を受ける必要があること。

また、看護師等養成所への留学生が医療機関等においてアルバイトを行うことについては、語学力の問題があり、日本の国内法令や病院内での業務の慣行、生活習慣についての知識がないため、保健師助産師看護師法違反を生じやすいことから、原則として医療機関におけるアルバイトは行われるべきものでないこと。

第5 教員に関する事項

1 専任教員及び教務主任

(1) 保健師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師として3年以上業務に従事した者で、大学において教育

の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目のうちから、合計4単位以上（以下「教育に関する科目」という。）を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることができること。

ア 保健師として5年以上業務に従事した者

イ （ア）から（ウ）までのいずれかの研修（以下「専任教員として必要な研修」という。）を修了した者又は保健師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

（ア） 厚生労働省が認定した専任教員養成講習会（旧厚生省が委託実施したものと及び厚生労働省が認定した看護教員養成講習会を含む。）

（イ） 旧厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程

（ウ） 国立保健医療科学院の専攻課程（平成14年度及び平成15年度 旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コースを含む。）及び専門課程地域保健福祉分野（平成16年度）

（2） 助産師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、助産師として3年以上業務に従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることができること。

ア 助産師として5年以上業務に従事した者

イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は助産師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

（3） 看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表3の専門分野の教育内容（以下「専門領域」という。）のうちの一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることができること。

ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者

イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

（4） 准看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表4の専門科目の教育内容のうちの一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることができること。

ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者

イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は准看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

（5） 専任教員の採用に当たっては、保健師、助産師又は看護師の業務から5年以上

離れている者は好ましくないこと。

- (6) 教員は、1の養成所の1の課程に限り専任教員となることができること。
 - (7) 専任教員は、看護師養成所にあつては専門領域ごとに、准看護師養成所にあつては専門科目ごとに配置し、学生の指導に支障を来さないようにすること。
 - (8) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所では3人以上、看護師養成所では、3年課程（定時制を含む）にあつては8人以上、2年課程（定時制及び通信制を含む）にあつては7人以上、准看護師養成所にあつては5人以上（当分の間、3人以上）確保すること。
 - (9) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所にあつては、学生定員が20人を超える場合には、学生が20人を増すごとに1人増員することが望ましいこと。看護師養成所3年課程（定時制を含む）及び2年課程（定時制）にあつては、学生総定員が120人を超える場合には、学生が30人を増すごとに1人増員すること。また、看護師養成所2年課程及び准看護師養成所にあつては、学生総定員が80人を超える場合には、学生が30人を増すごとに1人、看護師養成所2年課程（通信制）にあつては学生総定員が500人を超える場合には、学生が100人を増すごとに1人増員することが望ましいこと。
 - (10) 専任教員の担当する授業時間数は、過重にならないよう1人1週間当たり15時間を標準とすること。講義（2年課程（通信制）において行う印刷教材を送付又は指定し、主としてこれにより学修させる授業及び主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業を除く。以下同じ。）1時間を担当するには準備等に2時間程度を要することから、1人の専任教員が担当できる1週間当たりの講義時間数の標準を15時間としたものであること。実習を担当する場合にあつては、実習3時間に対し1時間程度の準備等を要すると考えられるので、講義及び実習の担当時間を計画する際の目安とされたいこと。
また、2年課程（通信制）の専任教員についても、その業務が過重にならないよう十分配慮すること。
 - (11) 専任教員は、1の養成所の1の課程に限り教務主任となることができること。
 - (12) 専任教員は、専門領域における教授方法の研修や、看護実践現場での研修を受けるなどにより、自己研鑽に努めること。
 - (13) 学生の生活相談、カウンセリング等を行う者が定められていることが望ましいこと。
 - (14) 教務主任となることのできる者は、(1)から(4)までのいずれかに該当する者であつて、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 専任教員の経験を3年以上有する者
 - イ 厚生労働省が認定した教務主任養成講習会修了者
 - ウ 旧厚生労働省看護研修研究センターの幹部看護教員養成課程修了者
 - エ アからウまでと同等以上の学識経験を有すると認められる者
- 2 養成所の長及びそれを補佐する者

- (1) 養成所の長が兼任である場合又は2以上の課程を併設する場合には、長を補佐する専任の職員を配置することが望ましいこと。
- (2) 養成所の長を補佐する専任の職員を置く場合は、長又は長を補佐する専任の職員のいずれかは看護職員とすること。

3 実習調整者

- (1) 臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整等を行う者（以下「実習調整者」という。）が定められていること。
- (2) 実習調整者となることのできる者は、1—(1)から(4)までのいずれかに該当する者であること。

4 実習指導教員

- (1) 実習施設で学生の指導に当たる看護職員を実習指導教員として確保することが望ましいこと。
- (2) 実習指導教員は、保健師養成所にあつては保健師、助産師養成所にあつては助産師、看護師養成所にあつては保健師、助産師または看護師、准看護師養成所にあつては保健師、助産師、看護師または准看護師とすること。
- (3) 臨地実習において、同一期間で実習施設が多数に及ぶ場合は実習施設数を踏まえ適当数確保することが望ましいこと。

5 その他の教員

- (1) 各科目を教授する教員は、当該科目について相当の学識経験を有する者であること。
- (2) 各科目を担当する教員は、経歴、専門分野等を十分に考慮して選任すること。
- (3) 看護師養成所における基礎分野の授業は、大学において当該分野を担当している教員によって行われることが望ましいこと。
- (4) 2年課程（通信制）については、授業で課されるレポート等の添削指導を行う添削指導員を10人以上確保すること。この添削指導員は当該科目に関し相当の学識経験を有する者であること。また、添削指導員は常勤である必要はないものとする。なお、学生総定員が500名を超える場合には、学生100人を目途に添削指導員を2名増員することが望ましいこと。

第6 教育に関する事項

1 教育の内容等

- (1) 教育の基本的考え方、留意点等は、保健師養成所にあつては別表1、助産師養成所にあつては別表2、看護師養成所にあつては、3年課程（定時制を含む）については別表3、2年課程（定時制及び通信制を含む）については別表3—2、准看護師養成所にあつては別表4のとおりであること。
- (2) 各科目について、授業要綱、実習要綱及び実習指導要綱を作成すること。
- (3) 授業要綱、実習要綱及び実習指導要綱の作成に当たっては、保健師養成所にあつては別表11を、助産師養成所にあつては別表12を、看護師養成所にあつては別表

13 及び別表 13-2 を参照すること。

2 履修時間数等

(1) 保健師養成所

教育課程の編成に当たっては、28 単位以上で、890 時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

(2) 助産師養成所

教育課程の編成に当たっては、28 単位以上で、930 時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

(3) 看護師養成所

教育課程の編成に当たっては、3 年課程及び3 年課程（定時制）にあつては、97 単位以上で、3000 時間以上の講義、実習等を行うようにすること。また、2 年課程、2 年課程（定時制）及び2 年課程（通信制）にあつては、65 単位以上で、2180 時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

(4) 准看護師養成所

教育課程の編成に当たっては、基礎科目 105 時間以上、専門基礎科目 385 時間以上、専門科目 665 時間以上及び臨地実習 735 時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

3 単位制

保健師、助産師及び看護師養成所に係る単位の計算方法等については、次のとおりであること。

(1) 単位の計算方法

ア 保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所（3 年課程（定時制を含む）及び2 年課程（定時制を含む））

(ア) 臨地実習以外の授業

1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1 単位の授業時間数は、講義及び演習については 15 時間から 30 時間、実験、実習及び実技については 30 時間から 45 時間の範囲で定めること。

(イ) 臨地実習

臨地実習については、1 単位を 45 時間の実習をもって構成すること。

(ウ) 時間数

時間数は、実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

イ 看護師養成所 2 年課程（通信制）

(ア) 通信学習による授業

1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、印刷教材による授業については、45 時間相当の印刷教材の学修をもって 1 単位とし、放送授業については、15 時間の放送等の視聴をもって 1 単位とするこ

と。

(イ) 臨地実習

臨地実習については、1単位あたり45時間の学修を必要とする紙上事例演習、病院見学実習及び面接授業をもって構成すること。

(2) 単位の認定

ア 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間数以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認する必要があること。なお、2年課程（通信制）における当該科目の内容を修得していることの確認については、1単位ごとにレポート提出、試験等を行うことを標準とすること。

イ 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、指定規則別表3及び3の2に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で当該養成所における履修に替えることができること。

- ・ 歯科衛生士
- ・ 診療放射線技師
- ・ 臨床検査技師
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 視能訓練士
- ・ 臨床工学技士
- ・ 義肢装具士
- ・ 救急救命士
- ・ 言語聴覚士

なお、指定規則別表3備考2及び別表3の2備考3にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号の規定に該当する者で養成所に入学したものの単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第4に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表3及び別表3の2に定める基礎分野の履修に替えることができること。

4 教育実施上の留意事項

(1) 1週間当たりの授業時間数は、全日制の場合は30時間程度、定時制の場合は15

時間から 20 時間程度とすること。

(2) 1 日当たりの授業時間数は、6 時間程度を上限とすること。

ただし、実習の時間数については、実習病院等の運営の都合上やむを得ない場合にあっては、6 時間を超えることがあっても差し支えないこと。

(3) 臨地実習は、実践活動の場において行う実習のみを指すものであること。ただし、臨地実習を充実させるために実践活動の場以外で行う学習の時間を臨地実習に含めて差し支えないこと。

実践活動の場以外で行う学習については、学習の目的、内容及び時間数を実習指導要綱等で明確にすること。

(4) 臨地実習は、原則として昼間に行うこと。ただし、助産学実習及び看護の統合と実践においては、この限りでないこと。

(5) 同一科目の臨地実習が 2 施設以上にわたる場合は、各学生の実習内容に差が生じないよう、教育計画を配慮すること。

(6) 助産学実習において、分べん第 1 期のアセスメント及び支援ができ、分べん介助の途中で吸引分べん、鉗子分べんに移行した場合は、1 回の分べんとして算入して差し支えないこと。

(7) 2 年課程（通信制）にあっては、(3) にかかわらず、臨地実習は紙上事例演習、病院見学実習及び面接授業をもって替えることができるものであること。

ア 紙上事例演習とは、文章で示された架空の患者（ペーパー・パシエント）について、学生自身が看護の展開についてのレポートを作成することにより問題解決能力、応用力、判断力に関する内容を学習するものであること。

イ 病院見学実習とは、学生自身が業務に従事していたことによる経験をふまえて病院の看護提供のあり方の実際を見学することにより、自らの看護実践に関する考察を深めるものであること。

ウ 面接授業とは、学生が養成所に通学し、専任教員と対面し直接指導を受けて、印刷教材による授業等で学んだ知識と紙上事例演習、病院見学実習で学んだ実践の能力の統合を図るものであること。

(8) 保健師養成所又は助産師養成所においては、看護師養成所で履修した教育内容との重複を避け、保健師又は助産師の実践活動の基礎となる知識についての内容を精選すること。

(9) 准看護師養成所の講義については、1 時間の授業時間につき休憩 10 分程度を含めて差し支えないこと。また、実習については、1 時間を 60 分とすること。

(10) 准看護師養成所においては、学科試験、施設見学、実習オリエンテーション等、各科目の教育目的を達成するのに必要な講義又は実習以外に要する時間数は、指定規則に定める当該科目の時間数の 1 割以内として当該科目の時間数内に算入できるものとする。

5 2 年課程（通信制）

(1) 通信学習

通信学習の実施にあたり以下の点に留意すること。

ア 印刷教材による授業及び放送授業等の実施に当たっては、定期的に添削等による指導を行うこと。

イ 印刷教材による授業及び放送授業については、その教科内容の修得の程度を1単位ごとにレポートの提出、試験等による評価を行うことを標準とし、単位認定を行うこと。

(2) 臨地実習

臨地実習の実施にあつては以下の点に留意すること。

ア 臨地実習は、各専門領域の通信学習を終えてから行うこと。臨地実習のうち基礎看護学は他の専門領域の基礎であるため、他の専門領域の臨地実習の前に履修させること。

イ 病院見学実習を行う実習施設については、各専門領域ごとに1施設以上、当該養成所が所在する同一都道府県内に確保すること。

ウ 学生の居住地が広域にわたる場合は、学生の利便性を考慮し実習施設を確保すること。また、施設及び実習時期の決定にあつては、当該学生の意向に十分配慮すること。

エ 実習施設の決定にあつては、原則として現に学生が勤務している施設以外の病院を選定すること。やむを得ず、実習施設が現に学生が勤務している病院となった場合には、通常勤務している病棟と異なる病棟で実習を行う等の教育上の配慮を行うこと。

オ 面接授業については、学生の受講の便宜を図るため、教室・実習室等の代替施設及び授業の実施に必要な機械器具を確保できる場合については、養成所以外の施設においても行えることとする。

(3) 教育実施上の留意事項

ア 講義は、試験等を含め年間を通じて適切に行うこと。

イ 郵便事情等による不測の事態への対処方針を定めておくこと。

6 統合カリキュラム

(1) 概要

統合カリキュラムにより教育を行う場合には、保健師養成所又は助産師養成所について、学校教育法第90条に該当する者の入学が認められるとともに、教育の内容のうち一部の教育内容の単位数が減ぜられること。

(2) 留意点

ア 統合カリキュラムにより教育を行う場合であっても、看護師養成所の指定基準は統合カリキュラムにより教育を行わない場合と同一であること。

イ 修業年限は、4年以上でなければならないこと。

ウ 統合カリキュラムにより教育を受ける者と、それ以外の者が、1の授業科目について同時に授業を受けることのないよう留意すること。

(3) 教育の内容等

ア 保健師・看護師の統合カリキュラムにより教育を行う養成所の教育内容等は別表5を標準とすること。

イ 助産師・看護師の統合カリキュラムにより教育を行う養成所の教育内容等は別表6を標準とすること。

(4) その他の基準

ア 教務主任は、統合カリキュラムにより教育を行う場合には、第5—1—(11)にかかわらず併せて1人としてよいこと。

イ 統合カリキュラムによる教育とそれ以外の教育とを併せて行う養成所にあつては、専任教員については、それぞれ第5—1—(8)に定める数を確保することが望ましいこと。その人数が直ちに確保できない場合には、第5—1—(9)のとおり増員することが望ましいこと。

ウ 普通教室は、同時に行う授業の数に応じ、専用のもを必要な数確保することができるのであれば、保健師養成所又は助産師養成所と共用してよいこと。

第7 施設設備に関する事項

1 土地及び建物の所有等

(1) 土地及び建物は、設置者の所有であることを原則とすること。ただし、賃借契約が長期にわたるものであり、恒久的に学校運営ができる場合は、この限りではないこと。

(2) 校舎は独立した建物であることが望ましいこと。ただし、やむを得ず、他施設と併設する場合は、養成所の運営上の制約を受けることのないよう配慮すること。

2 教室等

(1) 同時に授業を行う学生の数は原則として40人以下とすること。ただし以下の場合についてはこの限りでない。

ア 看護師養成所の基礎分野、准看護師養成所の基礎科目であつて、教育効果を十分に挙げられる場合

イ 2年課程（通信制）の面接授業等であつて、教育効果を十分に挙げられる場合

(2) 看護師養成所と准看護師養成所とを併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあつては、学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、同一の教室を共用とすることができること。また、2年課程（通信制）を設置する場合にあつても学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、2年課程（通信制）とそれ以外の課程とは同一の普通教室を共用とすることができること。さらに、看護師養成所等と助産師養成所を併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあつては、学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、同一の普通教室を共用とすることができること。

(3) 図書室の面積は、学生の図書閲覧に必要な閲覧機の配置及び図書の格納のために十分な広さを有すること。図書室の効果を確保するためには、他施設と兼用とすることは望ましくないこと。

- (4) 実習室と在宅看護実習室とを兼用とすることは差し支えないが、設備、面積、使用に当たっての時間的制約等からみて教育効果に支障を生ずるおそれがある場合には、専用のものですることが望ましいこと。
- (5) 2以上の養成所若しくは課程を併設する場合において、教育上支障がない場合は実習室を共用とすることは差し支えないこと。この場合、「教育上支障がない」とは、設備、面積、使用に当たっての時間的制約等からみて教育効果に支障がない場合をいうものであること。また実習室を共用する場合にあっては、学生の自己学習のための場の確保について、運用上、十分に配慮すること。
- (6) 図書室については、2以上の養成所を併設するものにあつては、いずれかの養成所のものは他の養成所のものと共用とすることができること。
- (7) 視聴覚教室、演習室、情報処理室、学校長室、教員室、事務室、応接室、研究室、教材室、面接室、会議室、休養室、印刷室、更衣室、倉庫、及び講堂を設けることが望ましいこと。
- (8) 臨床場面を擬似的に体験できるような用具や環境を整備することが望ましいこと。
- (9) 2以上の養成所又は課程を併設する場合においては、共用とする施設設備は機能的に配置し、かつ、養成所又は課程ごとにまとまりを持たせること。また、総定員を考慮し教育環境を整備すること。

3 保健師養成所

- (1) 公衆衛生看護学の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。
- (2) 実習室は、在宅看護、健康相談、健康教育、救急法等の実習を行うのに必要な広さを有すること。なお、実習室には、給湯・給水の設備を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、リネン類等を格納する場所を備えること。

4 助産師養成所

- (1) 助産診断・技術学等の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。ただし、看護師養成所等に併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあつては、学習に支障がない範囲で、同一の実習室を共用とすることができること。
- (2) 実習室は、分べん台及び診察台1台当たり20㎡以上有し、かつ、新生児及び妊産じょく婦の訪問看護等の実習を行うのに必要な広さを有すること。なお、実習室には、沐浴槽、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、リネン類等を格納する場所を備えること。
- (3) 臨地実習に備えて、宿泊できる設備を確保することが望ましいこと。

5 看護師養成所

- (1) 専門領域の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。また、2以上の課程を併設する養成所で実習室を共用とする場合においても、課程数以上の数の実習室を確保することが望ましいこと。

(2) 実習室には、学生4人に1ベッド以上確保し、1ベッド当たり11㎡以上の広さを有すること。なお、実習室には、沐浴槽、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、リネン類等を格納する場所を備えること。

(3) 2年課程（通信制）においては、次について留意すること。

ア 面接授業の実施に必要な教室、実習室等の施設・設備を有すること。なお、既存の課程に併設する場合は兼用することができる。

イ 視聴覚教室等の教室、図書室及び機械器具等については、学生の自己学習の便を図るよう配慮すること。また、図書室の管理については、学生が在宅での学習に支障を来さぬよう、貸し出し等の業務を適切に行うこと。

ウ 学生の自己学習の便宜を図るため、図書、視聴覚教材、ビデオ等の再生機器及びインターネットの環境を整備したコンピューター等の機材等の整備を行うこと。

6 准看護師養成所

(1) 専門科目の教育内容の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。

(2) 実習室には、学生4人に1ベッド以上確保し、1ベッド当たり11㎡以上の広さを有すること。なお、実習室には、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、リネン類等を格納する場所を備えること。

7 機械器具等

(1) 教育上必要な機械器具、模型及び図書は、保健師養成所にあつては別表7に、助産師養成所にあつては別表8に、看護師養成所にあつては別表9に、准看護師養成所にあつては別表10にそれぞれ掲げるものを有すること。ただし、2年課程（通信制）については、別表9に掲げられたもののうち面接授業に必要なものを有すれば差し支えない。さらに、看護師養成所等と助産師養成所を併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあつては、同一の機械器具等を共用とすることができること。

(2) 機械器具、模型及び図書は、学生定員数に応じ、適宜補充し更新すること。

第8 実習施設等に関する事項

1 実習指導者

実習指導者となることのできる者は、担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、原則として厚生労働省若しくは都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに準ずるものが実施した研修を受けた者であること。

2 実習施設

(1) 実習施設には、実習生の更衣室及び休憩室が準備されているとともに、実習効果を高めるため討議室が設けられていることが望ましいこと。

(2) 実習施設には、実習に必要な看護用具が整備、充実されていること。

(3) 実習施設は、原則として養成所が所在する都道府県内にあること。

(4) 実習病院が同時に受け入れることのできる学生数は、看護単位ごとに10名を限度とすること。従って、多数の学校又は養成所が実習を行う場合には、全体の実習計画の調整が必要であること。

3 保健師養成所

(1) 実習施設である市町村又は保健所は、次の条件を具備していること。

- ア 業務指針が作成され、活用されていること。
- イ 業務に関する諸記録が適正に保管されていること。
- ウ 学生の実習を受け入れる組織が明確に定められていること。
- エ 適当な実習指導者が定められていること。
- オ 公衆衛生看護活動が適正に行われていること。
- カ 看護職員に対する継続教育が計画的に実施されていること。

(2) 実習施設としては、市町村及び保健所以外に、病院、診療所、訪問看護ステーション、精神保健福祉センターその他の社会福祉施設、学校、事業所等を適宜含めること。

4 助産師養成所

(1) 実習施設である病院、診療所及び助産所は、次の条件を具備していること。

- ア 外来を含む産科診療部門の管理体制が適当であること。
- イ 分べん介助手順、妊婦、産婦、じょく婦及び新生児の健康診査基準、保健指導基準、看護基準、看護手順等が作成され活用されていること。
- ウ 助産師による妊婦、産婦、じょく婦及び新生児に対する健康診査、保健指導及び分べん管理が適切に行われているとともに、諸記録が適正に管理されていること。
- エ 外来、産科棟には適当な助産師の実習指導者が定められていること。ただし、診療所及び助産所での実習にあたっては、学生の指導を担当できる適当な助産師を実習指導者とみなすことができること。
- オ 看護職員に対する継続教育が計画的に実施されていること。

(2) 実習施設としては、病院、診療所、助産所以外に、保健所、市町村保健センター、母子健康センター等を適宜含めること。

5 看護師養成所

(1) 実習施設として、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学及び看護の統合と実践の実習を行う病院等を確保すること。病院以外として、診療所、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、助産所、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、地域包括支援センター、保育所その他の社会福祉施設等を適宜含めること。また、在宅看護論の実習については、病院、診療所、訪問看護ステーションの他、地域包括支援センター等の実習施設を確保すること。

(2) 主たる実習施設は、実習施設のうち基礎看護学、成人看護学の実習を行う施設であり、次の条件を具備していること。

- ア 入院患者3人に対し1人以上の看護職員が配置されていること。ただし、看護職

員の半数以上が看護師であること。

イ 看護組織が次のいずれにも該当すること。

(ア) 組織の中で看護部門が独立して位置づけられていること。

(イ) 看護部門としての方針が明確であること。

(ウ) 看護部門の各職階及び職種の業務分担が明確であること。

(エ) 看護師の院内教育、学生の実習指導を調整する責任者が明記されていること。

ウ 患者個々の看護計画を立案する上で基本とするため、看護基準(各施設が提供できる看護内容を基準化し文章化したもの)が使用しやすいよう配慮し作成され、常時活用されていること。さらに、評価され見直されていること。

エ 看護を提供する場合に必要な看護行為別の看護手順(各施設で行われる看護業務を順序立て、一連の流れとして標準化し、文章化したもの)が作成され、常時活用されていること。さらに、評価され見直されていること。

オ 看護に関する諸記録が次のとおり適正に行われていること。

(ア) 看護記録(患者の症状、観察事項等、患者の反応を中心とした看護の過程(計画、実施、実施後の評価)を記録したもの)が正確に作成されていること。

(イ) 各患者に対する医療の内容が正確に、かつ確実に記録されていること。

(ウ) 患者のケアに関するカンファレンスが行われ、記録が正確に作成されていること。

カ 実習生が実習する看護単位には、実習指導者が2人以上配置されていることが望ましいこと。ただし、診療所での実習にあたっては、学生の指導を担当できる適当な看護師を、実習指導者とみなすことができること。

キ 看護職員に対する継続教育が計画的に実施されていること。

(3) 主たる実習施設以外の実習施設については、医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。他の要件については(2)ーイからキまでと同様とすること。

(4) 病院以外の実習の単位数は、在宅看護論の実習を含め指定規則に定める単位数の1割から3割程度の間で定めること。

(5) 訪問看護ステーションについては、次の要件を満たしていること。

ア 複数の訪問看護専任者がいること。

イ 利用者ごとに訪問看護計画が立てられ、看護記録が整備されていること。

(6) 看護師養成所2年課程(通信制)の実習施設については、現に他の看護師学校養成所の実習施設として承認を受けている病院等を選定すること。

6 准看護師養成所

(1) 実習施設として、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護の実習を行う病院等を確保すること。病院以外の実習施設として、診療所、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、助産所、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、地域包括支援センター、保育所その他の社会福祉施設等を適宜含めること。

- (2) 主たる実習施設は、実習施設のうち基礎看護、成人看護の実習を行う施設であり、次の条件を具備していること。
- ア 入院患者3人に対し1人以上の看護職員が配置されていること。
 - イ 看護組織が次のいずれにも該当すること。
 - (ア) 組織の中で看護部門が独立して位置づけられていること。
 - (イ) 看護部門としての方針が明確であること。
 - (ウ) 看護部門の各職階及び職種の業務分担が明確であること。
 - (エ) 看護師の院内教育、学生の実習指導を調整する責任者が明記されていること。
 - ウ 患者個々の看護計画を立案する上で基本とするため、看護基準(各施設が提供できる看護内容を基準化し文章化したもの)が使用しやすいよう配慮し作成され、常時活用されていること。さらに、評価され見直されていること。
 - エ 看護を提供する場合に必要な看護行為別の看護手順(各施設で行われる看護業務を順序立て、一連の流れとして標準化し、文章化したもの)が作成され、常時活用されていること。さらに、評価され見直されていること。
 - オ 看護に関する諸記録が次のとおり適正に行われていること。
 - (ア) 看護記録(患者の症状、観察事項等、患者の反応を中心とした看護の過程(計画、実施、実施後の評価)を記録したもの)が正確に作成されていること。
 - (イ) 各患者に対する医療の内容が正確に、かつ確実に記録されていること。
 - (ウ) 患者のケアに関するカンファレンスが行われ、記録が正確に作成されていること。
 - カ 実習生が実習する看護単位には、学生の指導を担当できる実習指導者が2人以上配置されていることが望ましいこと。ただし、診療所での実習にあたっては、学生の指導を担当できる適当な看護師を、実習指導者とみなすことができること。
 - キ 看護職員に対する継続教育が計画的に実施されていること。
- (3) 主たる実習施設以外の実習施設については、医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。他の要件については、(2)ーイからキまでと同様とすることが望ましいこと。
- (4) 実習施設である診療所は、次の条件を具備していること。
- ア 看護手順が作成され、活用されていること。
 - イ 看護師が配置されていること。
- (5) 病院以外の実習は指定規則に定める時間数の1割から3割程度の間で定めること。

第9 管理及び維持経営に関する事項

- 1 養成所の運営に関係する職員の所掌事務及び組織を明確に定め、これに基づき、養成所の運営に関する諸会議が、学則に基づいた細則に規定されていること。
- 2 養成所の運営に関する諸書類が保管されていること。

- 3 教育環境を整備するために必要な措置を講じること。
- 4 運営経費において、講師謝金、図書費等のほか、必要に応じて、機械器具費、専任教員の研修費等を計上すること。
- 5 養成所は、教育活動その他の養成所運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表すること。評価については、「看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針作成検討会」報告書（平成 15 年 7 月 25 日）等を参照すること。

別表 1 保健師教育の基本的考え方、留意点等（略）

別表 2 助産師教育の基本的考え方、留意点等（略）

別表3 看護師教育の基本的考え方、留意点等

教育の基本的考え方	
1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解し、看護師としての人間関係を形成する能力を養う。	
2) 看護師としての責務を自覚し、倫理に基づいた看護を実践する基礎的能力を養う。	
3) 科学的根拠に基づき、看護を計画的に実践する基礎的能力を養う。	
4) 健康の保持・増進、疾病の予防及び健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。	
5) 保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、他職種と連携・協働する基礎的能力を養う。	
6) 専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続ける基礎的能力を養う。	

教育内容		単位数	留意点
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	13	<p>「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。</p> <p>人間と社会を幅広く理解する内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。</p> <p>国際化及び情報化へ対応しうる能力を養う内容を含むものとする。</p> <p>職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解し、人権意識の普及・高揚を図る内容を含むことが望ましい。</p>
	小 計		
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進	15	<p>人体を系統だてて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するため、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、病態生理学、微生物学等を臨床で活用可能なものとして学ぶ内容とする。</p> <p>演習を強化する内容とする。</p>
	健康支援と社会保障制度		

	小 計	21		
専門分野 I	基礎看護学	10	専門分野 I では、各看護学及び在宅看護論の基盤となる基礎的理論や基礎的技術を学ぶため、看護学概論、看護技術、臨床看護総論を含む内容とし、演習を強化する内容とする。 コミュニケーション、フィジカルアセスメントを強化する内容とする。 事例等に対して、看護技術を適用する方法の基礎を学ぶ内容とする。 看護師として倫理的な判断をするための基礎的能力を養う内容とする。	
	臨地実習	3		
	基礎看護学	3		
	小 計	13		
専門分野 II	成人看護学	6	講義、演習及び実習を効果的に組み合わせ、看護実践能力の向上を図る内容とする。 健康の保持・増進及び疾病の予防に関する看護の方法を学ぶ内容とする。 成長発達段階を深く理解し、様々な健康状態にある人々及び多様な場で看護を必要とする人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする。	
	老年看護学	4		
	小児看護学	4		
	母性看護学	4		
	精神看護学	4		
	臨地実習	16		知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う実習とする。 チームの一員としての役割を学ぶ実習とする。 保健・医療・福祉との連携、協働を通して、看護を実践する実習とする。
	成人看護学	6		
	老年看護学	4		
	小児看護学	2		
	母性看護学	2		
	精神看護学	2		

	小 計	38	
統合分野	在宅看護論	4	在宅看護論では地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し地域での看護の基礎を学ぶ内容とする。 地域で提供する看護を理解し、基礎的な技術を身につけ、他職種と協働する中での看護の役割を理解する内容とする。 地域での終末期看護に関する内容も含むものとする。
	看護の統合と実践	4	チーム医療及び他職種との協働の中で、看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップを理解する内容とする。 看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。 医療安全の基礎的知識を含む内容とする。 災害直後から支援できる看護の基礎的知識について理解する内容とする。 国際社会において、広い視野に基づき、看護師として諸外国との協力を考える内容とする。 看護技術の総合的な評価を行う内容とする。
	臨地実習	4	
	在宅看護論	2	訪問看護に加え、地域における多様な場で実習を行うことが望ましい。
	看護の統合と実践	2	専門分野での実習を踏まえ、実務に即した実習を行う。 複数の患者を受け持つ実習を行う。 一勤務帯を通した実習を行う。 夜間の実習を行うことが望ましい。
	小 計	12	
	総 計	97	3,000 時間以上の講義・実習等を行うものとする。

別表 3-2 看護師教育の基本的考え方、留意点等（2年課程、2年課程（定時制）、2年課程（通信制））

教育の基本的考え方

- 1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解し、看護師としての人間関係を形成する能力を養う。
- 2) 看護師としての責務を自覚し、倫理に基づいた看護を実践する基礎的能力を養う。
- 3) 科学的根拠に基づき、看護を計画的に実践する基礎的能力を養う。
- 4) 健康の保持・増進、疾病の予防、健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。
- 5) 保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、他職種と連携・協働する基礎的能力を養う。
- 6) 専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続ける基礎的能力を養う。

教育内容	2年課程 2年課程 (定時制)	2年課程（通信制）		留意点
	単位数	通信学習		
		単位数	備考	
基礎分野 科学的思考の基盤 人間と生活・社会の 理解	7	7	1単位の授業科目を45時間の学修に相当する内容にすること。また、1単位ごとに1レポート、単位認定試験等を課すことを標準として、達成度を確認すること。	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 人間と社会を幅広く理解出来る内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。 国際化及び情報化へ対応しうる能力を養う内容を含むものとする。 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解し、人権意識の普及・高揚を図る内容を含むことが望ましい。
小計	7	7		

専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進	10	10	1 単位の授業科目を45時間の学修に相当する内容にすること。また、1単位ごとに1レポート、単位認定試験等を課すことを標準として、達成度を確認すること。		人体を系統だてて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するため、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、病態生理学、微生物学等を臨床で活用可能なものとして学ぶ内容とする。 演習を強化する内容とする。 人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う内容とし、保健・医療・福祉に関する基本概念、関係制度、関係する職種の役割の理解等を含むものとする。
	健康支援と 社会保障制度					
	小 計	14	14			
専門分野 I	基礎看護学	6	6	1 単位の授業科目を45時間の学修に相当する内容にすること。また、1単位ごとに1レポート、単位認定試験等を課すことを標準として、達成度を確認すること。		専門分野 I では、各看護学及び在宅看護論の基盤となる基礎的理論や基礎的技術を学ぶため、看護学概論、看護技術、臨床看護総論を含む内容とし、演習を強化する内容とする。 コミュニケーション、フィジカルアセスメントを強化する内容とする。 事例等に対して、看護技術を適用する方法の基礎を学ぶ内容とする。 看護師として倫理的な判断をするための基礎的能力を養い、問題解決能力を強化する内容とする。
	臨地実習			紙上事例演習	病院見学実習 及び面接授業	
	基礎看護学	2	1	3 事例程度	1 病院見学実習 2 日及び 面接授業 3 日	2 年課程（通信制）については、紙上事例演習、病院等見学実習、面接授業で代える。

	小 計	8	7	3 事例程度	1		
専門分野Ⅱ	成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学	3 3 3 3 3	3 3 3 3 3	1 単位の授業科目を 45 時間の学修に相当する内容にすること。また、1 単位ごとに 1 レポート、単位認定試験等を課すことを標準として、達成度を確認すること。		講義、演習及び実習を効果的に組み合わせ、看護実践能力の向上を図る内容とする。 健康の保持・増進及び疾病の予防に関する看護の方法を学ぶ内容とする。 成長発達段階を深く理解し、様々な健康状態にある人々及び多様な場で看護を必要とする人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする。	
臨地実習	紙上事例演習			病院見学実習及び面接授業		知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う実習とする。 チームの一員としての役割を学ぶ実習とする。 保健・医療・福祉との連携、協働を通して、看護を実践する実習とする。 多様な看護実践の場（病院、施設等）で実習する。 2 年課程（通信制）については、紙上事例演習、病院等見学実習、面接授業で代える。	
		単位数	備 考	単位数	備 考		
	成人看護学	2	1	3 事例程度	1		教育内容ごとに病院見学実習 2 日及び面接授業 3 日
	老年看護学	2	1	3 事例程度	1		
	小児看護学	2	1	3 事例程度	1		
	母性看護学	2	1	3 事例程度	1		
精神看護学	2	1	3 事例程度	1			
小 計	25	20	15 事例程度	5			
統合分野	在宅看護論	3	3	1 単位の授業科目を 45 時間の学修に相当する内容にすること。また、1 単位ごとに 1 レポート、単位認定試験等を課すことを標準として、達成		在宅看護論では地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し地域での看護の基礎を学ぶ内容とする。 地域で提供する看護を理解し、基礎的な技術を身につけ、他職種と協働する中での看護の役割を理解する内容とする。	

看護の統合と実践	4	4	度を確認すること。		地域での終末期看護に関する内容も含むものとする。 チーム医療及び他職種との協働の中で、看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップを理解する内容とする。 看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。 医療安全の基礎的知識を含む内容とする。 災害直後から支援できる看護の基礎的知識について理解する内容とする。 国際社会において、広い視野に基づき、看護師として諸外国との協力を考える内容とする。 看護技術の総合的な評価を行う内容とする。	
臨地実習		紙上事例演習		病院見学実習及び面接授業		
		単位数	備考	単位数	備考	
在宅看護論 看護の統合と実践	2	1	3事例程度	1	教育内容ごとに病院見学実習2日及び面接授業3日	訪問看護に加え、地域における多様な場で実習を行うことが望ましい。 通信制を除く2年課程では、専門分野での実習を踏まえ、実務に即した実習、複数の患者を受け持つ実習、一勤務帯を通じた実習を行う。また、夜間の実習を行うことが望ましい。 2年課程（通信制）については、紙上事例演習、病院等見学実習、面接授業で代える。
	2	1	3事例程度	1		
小計	11	9	6事例程度	2		
総計	65	65		2,180時間以上の講義・演習等を行うものとする。		

- 別表 4 准看護師教育の基本的考え方、留意点等（略）
- 別表 5 教育内容と留意点等（保健師・看護師統合カリキュラム）（略）
- 別表 6 教育内容と留意点等（助産師・看護師統合カリキュラム）（略）
- 別表 7 機械器具、模型及び図書（保健師養成所）（略）
- 別表 8 機械器具、模型及び図書（助産師養成所）（略）

別表 9 機械器具、模型及び図書(看護師養成所)

品 目	数 量
ベッド	
成人用ベッド(電動ベッド、ギャッジベッド、高さ 30cm を含む。)	学生4人に1
小児用ベッド	2
新生児用ベッド	2
保育器	1
床頭台	ベッド数
オーバーベッドテーブル	ベッド数
患者用移送車(ストレッチャー)	1
担架	1
布団一式	2
実習用モデル人形	
看護実習モデル人形	学生 10 人に 1
注射訓練モデル	1
静脈採血注射モデル	1
気管内挿管訓練モデル	1
救急蘇生人形	1
経管栄養訓練モデル	1
吸引訓練モデル	1
導尿訓練モデル	2
浣腸訓練モデル	2
乳房マッサージ訓練モデル	1
沐浴用人形	学生4人に1
ファントム	1
看護用具等	
洗髪車	1
清拭車	1
沐浴槽	学生4人に1
排泄用具一式(各種)	相当数
口腔ケア用具一式(各種)	相当数
竈法用具一式	1
処置用具等	
診察用具一式	1
計測器一式	1
救急処置用器材一式(人工呼吸器含む。)	1
注射用具一式(各種)	相当数
経管栄養用具一式	1
浣腸用具一式(各種)	相当数
洗浄用具一式(各種)	相当数
処置台又はワゴン	ベッド数
酸素吸入装置及び酸素ボンベ	各々1
吸入器	1
吸引装置又は吸引器	1
心電計	1
輸液ポンプ	1
煮沸消毒器	1
手術用手洗用具一式(各種)	相当数
小手術用機械器具一式	1
機能訓練用具	
車椅子(各種)	相当数
歩行補助具(各種)	相当数

- 別表 10 機械器具、模型及び図書(准看護師養成所) (略)
- 別表 11 保健師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度 (略)
- 別表 12 助産師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度 (略)

別表 13 看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標

※実践については、看護職員や教員の指導の下で行う

看護師の 実践能力	構成要素	卒業時の到達目標	
I 群 ヒューマン ケアの基本 的な能力	A. 対象の理解	1	人体の構造と機能について理解する
		2	人の誕生から死までの生涯各期の成長・発達・加齢の特徴を理解する
		3	対象者を身体的・心理的・社会的・文化的側面から理解する
	B. 実施する看護についての説明責任	4	実施する看護の根拠・目的・方法について相手に分かるように説明する
		5	自らの役割の範囲を認識し説明する
		6	自らの現在の能力を超えると判断する場合は、適切な人に助言を求める
	C. 倫理的な看護実践	7	対象者のプライバシーや個人情報を保護する
		8	対象者の価値観、生活習慣、慣習、信条等を尊重する
		9	対象者の尊厳や人権を守り、擁護的立場で行動することの重要性を理解する
		10	対象者の選択権及び自己決定を尊重する
		11	組織の倫理規定及び行動規範に従って行動する
	D. 援助的関係の形成	12	対象者と自分の境界を尊重しながら援助的関係を維持する
		13	対人技法を用いて、対象者と援助的なコミュニケーションをとる
		14	対象者に必要な情報を対象者に合わせた方法で提供する
		15	対象者からの質問・要請に誠実に対応する
II 群 根拠に基づき、看護を計画的に実践する能力	E. アセスメント	16	健康状態のアセスメントに必要な客観的・主観的情報を収集する
		17	情報を整理し、分析・解釈・統合し、課題を抽出する
	F. 計画	18	対象者及びチームメンバーと協力しながら実施可能な看護計画を立案する
		19	根拠に基づいた個別的な看護を計画する
	G. 実施	20	計画した看護を対象者の反応を捉えながら実施する
		21	計画した看護を安全・安楽・自立に留意し実施する
		22	看護援助技術を対象者の状態に合わせて適切に実施する
23		予測しない状況の変化について指導者又はスタッフに報告する	

		24	実施した看護と対象者の反応を記録する
	H. 評価	25	予測した成果と照らし合わせて、実施した看護の結果を評価する
		26	評価に基づいて計画の修正をする
Ⅲ群 健康の保持 増進、疾病の 予防、健康の 回復にかかわ る実践能力	I. 健康の保 持・増進、疾 病の予防	27	生涯各期における健康の保持増進や疾病予防における看護の役割を理解する
		28	環境の変化が健康に及ぼす影響と予防策について理解する
		29	健康増進と健康教育のために必要な資源を理解する
		30	対象者及び家族に合わせて必要な保健指導を実施する
		31	妊娠・出産・育児に関わる援助の方法を理解する
	J. 急激な健康 状態の変化に ある対象への 看護	32	急激な変化状態（周手術期や急激な病状の変化、救命処置を必要としている等）にある人の病態と治療について理解する
		33	急激な変化状態にある人に治療が及ぼす影響について理解する
		34	対象者の健康状態や治療を踏まえ、看護の優先順位を理解する
		35	状態の急激な変化に備え、基本的な救急救命処置の方法を理解する
		36	状態の変化に対処することを理解し、症状の変化について迅速に報告する
		37	合併症予防の療養生活を支援をする
		38	日常生活の自立に向けたリハビリテーションを支援する
		39	対象者の心理を理解し、状況を受けとめられるように支援する
	K. 慢性的な変 化にある対象 への看護	40	慢性的経過をたどる人の病態と治療について理解する
		41	慢性的経過をたどる人に治療が及ぼす影響について理解する
		42	対象者及び家族が健康障害を受容していく過程を支援する
		43	必要な治療計画を生活の中に取り入れられるよう支援する（患者教育）
		44	必要な治療を継続できるようなソーシャルサポートについて理解する
		45	急性増悪の予防に向けて継続的に観察する
		46	慢性的な健康障害を有しながらの生活の質（QOL）向上に向けて支援する
L. 終末期にあ る対象への看 護	47	死の受容過程を理解し、その人らしく過ごせる支援方法を理解する	
	48	終末期にある人の治療と苦痛を理解し、緩和方法を理解する	

		49	看取りをする家族をチームで支援することの重要性を理解する
IV群 ケア環境と チーム体制 を理解し活 用する能力	M. 看護専門職 の役割	50	看護職の役割と機能を理解する
		51	看護師としての自らの役割と機能を理解する
		N. 看護チーム における委譲 と責務	52
	53		看護師が委任した仕事について様々な側面から他者を支援することを理解する
	54		仕事を部分的に他者に委任する場合においても、自らに説明義務や責任があることを理解する
	O. 安全なケア 環境の確保	55	医療安全の基本的な考え方と看護師の役割について理解する
		56	リスク・マネジメントの方法について理解する
		57	治療薬の安全な管理について理解する
		58	感染防止の手順を遵守する
		59	関係法規及び各種ガイドラインに従って行動する
	P. 保健・医 療・福祉チ ームにおけ る多職種 との協働	60	保健・医療・福祉チームにおける看護師及び他職種の機能・役割を理解する
		61	対象者をとりまく保健・医療・福祉関係者間の協働の必要性について理解する
		62	対象者をとりまくチームメンバー間で報告・連絡・相談等を行う
		63	対象者に関するケアについての意思決定は、チームメンバーとともに行う
		64	チームメンバーとともにケアを評価し、再検討する
	Q. 保健・医 療・福祉シ ステムにお ける看護 の役割	65	看護を実践する場における組織の機能と役割について理解する
		66	保健・医療・福祉システムと看護の役割を理解する
		67	国際的観点から医療・看護の役割を理解する
		68	保健・医療・福祉の動向と課題を理解する
		69	様々な場における保健・医療・福祉の連携について理解する
V群 専門職者 として研 鑽し続け る基本能 力	R. 継続的な学 習	70	看護実践における自らの課題に取り組むことの重要性を理解する
		71	継続的に自分の能力の維持・向上に努める
	S. 看護の質の 改善に向けた 活動	72	看護の質の向上に向けて看護師として専門性を発展させていく重要性を理解する
		73	看護実践に研究成果を活用することの重要性を理解する

別表 13-2 看護師教育の技術項目と卒業時の到達度

■卒業時の到達度レベル

I：単独で実施できる

II：指導の下で実施できる

III：学内演習で実施できる

IV：知識として分かる

項目	技術の種類		卒業時の到達度
1. 環境調整技術	1	患者にとって快適な病床環境をつくることができる	I
	2	基本的なベッドメイキングができる	I
	3	臥床患者のリネン交換ができる	II
2. 食事の援助技術	4	患者の状態に合わせて食事介助ができる（嚥下障害のある患者を除く）	I
	5	患者の食事摂取状況（食行動、摂取方法、摂取量）をアセスメントできる	I
	6	経管栄養法を受けている患者の観察ができる	I
	7	患者の栄養状態をアセスメントできる	II
	8	患者の疾患に応じた食事内容が指導できる	II
	9	患者の個別性を反映した食生活の改善を計画できる	II
	10	患者に対して、経鼻胃チューブからの流動食の注入ができる	II
	11	モデル人形での経鼻胃チューブの挿入・確認ができる	III
	12	電解質データの基準値からの逸脱が分かる	IV
	13	患者の食生活上の改善点が分かる	IV
3. 排泄援助技術	14	自然な排便を促すための援助ができる	I
	15	自然な排尿を促すための援助ができる	I
	16	患者に合わせた便器・尿器を選択し、排泄援助ができる	I
	17	膀胱留置カテーテルを挿入している患者の観察ができる	I
	18	ポータブルトイレでの患者の排泄援助ができる	II
	19	患者のおむつ交換ができる	II
	20	失禁をしている患者のケアができる	II
	21	膀胱留置カテーテルを挿入している患者のカテーテル固定、カテーテル管理、感染予防の管理ができる	II

	22	モデル人形に導尿又は膀胱留置カテーテルの挿入ができる	Ⅲ
	23	モデル人形にグリセリン浣腸ができる	Ⅲ
	24	失禁をしている患者の皮膚粘膜の保護が分かる	Ⅳ
	25	基本的な摘便の方法・実施上の留意点分かる	Ⅳ
	26	ストーマを造設した患者の一般的な生活上の留意点分かる	Ⅳ
4. 活動・休息援助技術	27	患者を車椅子で移送できる	Ⅰ
	28	患者の歩行・移動介助ができる	Ⅰ
	29	廃用症候群のリスクをアセスメントできる	Ⅰ
	30	入眠・睡眠を意識した日中の活動の援助ができる	Ⅰ
	31	患者の睡眠状況をアセスメントし、基本的な入眠を促す援助を計画できる	Ⅰ
	32	臥床患者の体位変換ができる	Ⅱ
	33	患者の機能に合わせてベッドから車椅子への移乗ができる	Ⅱ
	34	廃用症候群予防のための自動・他動運動ができる	Ⅱ
	35	目的に応じた安静保持の援助ができる	Ⅱ
	36	体動制限による苦痛を緩和できる	Ⅱ
	37	患者をベッドからストレッチャーへ移乗できる	Ⅱ
	38	患者のストレッチャー移送ができる	Ⅱ
	39	関節可動域訓練ができる	Ⅱ
	40	廃用症候群予防のための呼吸機能を高める援助が分かる	Ⅳ
5. 清潔・衣生活援助技術	41	入浴が生体に及ぼす影響を理解し、入浴前・中・後の観察ができる	Ⅰ
	42	患者の状態に合わせた足浴・手浴ができる	Ⅰ
	43	清拭援助を通して患者の観察ができる	Ⅰ
	44	洗髪援助を通して患者の観察ができる	Ⅰ
	45	口腔ケアを通して患者の観察ができる	Ⅰ
	46	患者が身だしなみを整えるための援助ができる	Ⅰ

	47	持続静脈内点滴注射を実施していない臥床患者の寝衣交換ができる	I
	48	入浴の介助ができる	II
	49	陰部の清潔保持の援助ができる	II
	50	臥床患者の清拭ができる	II
	51	臥床患者の洗髪ができる	II
	52	意識障害のない患者の口腔ケアができる	II
	53	患者の病態・機能に合わせた口腔ケアを計画できる	II
	54	持続静脈内点滴注射実施中の患者の寝衣交換ができる	II
	55	沐浴が実施できる	II
6. 呼吸・循環を整える技術	56	酸素吸入療法を受けている患者の観察ができる	I
	57	患者の状態に合わせた温罨法・冷罨法が実施できる	I
	58	患者の自覚症状に配慮しながら体温調節の援助ができる	I
	59	末梢循環を促進するための部分浴・罨法・マッサージができる	I
	60	酸素吸入療法が実施できる	II
	61	気道内加湿ができる	II
	62	モデル人形で口腔内・鼻腔内吸引が実施できる	III
	63	モデル人形で気管内吸引ができる	III
	64	モデル人形あるいは学生間で体位ドレナージを実施できる	III
	65	酸素ポンベの操作ができる	III
	66	気管内吸引時の観察点分かる	IV
	67	酸素の危険性を認識し、安全管理の必要性が分かる	IV
	68	人工呼吸器装着中の患者の観察点分かる	IV
	69	低圧胸腔内持続吸引中の患者の観察点分かる	IV
	70	循環機能のアセスメントの視点が分かる	IV
7. 創傷管理技術	71	患者の褥創発生の危険をアセスメントできる	I

	72	褥創予防のためのケアが計画できる	Ⅱ
	73	褥創予防のためのケアが実施できる	Ⅱ
	74	患者の創傷の観察ができる	Ⅱ
	75	学生間で基本的な包帯法が実施できる	Ⅲ
	76	創傷処置のための無菌操作ができる（ドレーン類の挿入部の処置も含む）	Ⅲ
	77	創傷処置に用いられる代表的な消毒薬の特徴が分かる	Ⅳ
8. 与薬の技術	78	経口薬（バツカル錠・内服薬・舌下錠）の服薬後の観察ができる	Ⅱ
	79	経皮・外用薬の投与前後の観察ができる	Ⅱ
	80	直腸内与薬の投与前後の観察ができる	Ⅱ
	81	点滴静脈内注射をうけている患者の観察点が分かる	Ⅱ
	82	モデル人形に直腸内与薬が実施できる	Ⅲ
	83	点滴静脈内注射の輸液の管理ができる	Ⅲ
	84	モデル人形又は学生間で皮下注射が実施できる	Ⅲ
	85	モデル人形又は学生間で筋肉内注射が実施できる	Ⅲ
	86	モデル人形に点滴静脈内注射が実施できる	Ⅲ
	87	輸液ポンプの基本的な操作ができる	Ⅲ
	88	経口薬の種類と服用方法が分かる	Ⅳ
	89	経皮・外用薬の与薬方法が分かる	Ⅳ
	90	中心静脈内栄養を受けている患者の観察点が分かる	Ⅳ
	91	皮内注射後の観察点が分かる	Ⅳ
	92	皮下注射後の観察点が分かる	Ⅳ
	93	筋肉内注射後の観察点が分かる	Ⅳ
	94	静脈内注射の実施方法が分かる	Ⅳ
	95	薬理作用を踏まえた静脈内注射の危険性が分かる	Ⅳ
	96	静脈内注射実施中の異常な状態が分かる	Ⅳ

	97	抗生物質を投与されている患者の観察点分かる	IV
	98	インシュリン製剤の種類に応じた投与方法分かる	IV
	99	インシュリン製剤を投与されている患者の観察点分かる	IV
	100	麻薬を投与されている患者の観察点分かる	IV
	101	薬剤等の管理（毒薬・劇薬・麻薬・血液製剤を含む）方法分かる	IV
	102	輸血が生体に及ぼす影響をふまえ、輸血前・中・後の観察点分かる	IV
9. 救命救急処置技術	103	緊急なことが生じた場合にはチームメンバーへの応援要請ができる	I
	104	患者の意識状態を観察できる	II
	105	モデル人形で気道確保が正しくできる	III
	106	モデル人形で人工呼吸が正しく実施できる	III
	107	モデル人形で閉鎖式心マッサージが正しく実施できる	III
	108	除細動の原理がわかりモデル人形に AED を用いて正しく実施できる	III
	109	意識レベルの把握方法分かる	IV
	110	止血法の原理分かる	IV
10. 症状・生体機能管理技術	111	バイタルサインが正確に測定できる	I
	112	正確に身体計測ができる	I
	113	患者の一般状態の変化に気付くことができる	I
	114	系統的な症状の観察ができる	II
	115	バイタルサイン・身体測定データ・症状等から患者の状態をアセスメントできる	II
	116	目的に合わせた採尿の方法を理解し、尿検体の正しい取扱いができる	II
	117	簡易血糖測定ができる	II
	118	正確な検査を行うための患者の準備ができる	II
	119	検査の介助ができる	II
	120	検査後の安静保持の援助ができる	II
	121	検査前・中・後の観察ができる	II

	122	モデル人形又は学生間で静脈血採血が実施できる	Ⅲ
	123	血液検査の目的を理解し、目的に合わせた血液検体の取り扱い方が分かる	Ⅳ
	124	身体侵襲を伴う検査の目的及び方法並びに検査が生体に及ぼす影響が分かる	Ⅳ
11. 感染予防技術	125	スタンダード・プリコーション（標準予防策）に基づく手洗いが実施できる	Ⅰ
	126	必要な防護用具（手袋、ゴーグル、ガウン等）の装着ができる	Ⅱ
	127	使用した器具の感染防止の取扱いができる	Ⅱ
	128	感染性廃棄物の取り扱いができる	Ⅱ
	129	無菌操作が確実にできる	Ⅱ
	130	針刺し事故防止の対策が実施できる	Ⅱ
	131	針刺し事故後の感染防止の方法が分かる	Ⅳ
12. 安全管理の技術	132	インシデント・アクシデントが発生した場合には、速やかに報告できる	Ⅰ
	133	災害が発生した場合には、指示に従って行動がとれる	Ⅰ
	134	患者を誤認しないための防止策を実施できる	Ⅰ
	135	患者の機能や行動特性に合わせて療養環境を安全に整えることができる	Ⅱ
	136	患者の機能や行動特性に合わせて転倒・転落・外傷予防ができる	Ⅱ
	137	放射線暴露の防止のための行動がとれる	Ⅱ
	138	誤薬防止の手順に沿った与薬ができる	Ⅲ
	139	人体へのリスクの大きい薬剤の暴露の危険性及び予防策が分かる	Ⅳ
13. 安楽確保の技術	140	患者の状態に合わせて安楽に体位を保持することができる	Ⅱ
	141	患者の安楽を促進するためのケアができる	Ⅱ
	142	患者の精神的安寧を保つための工夫を計画できる	Ⅱ

日本医師会

「看護師2年課程通信制の入学要件の見直しによる影響に関する調査」結果について

日本医師会

「看護師2年課程通信制の入学要件の
見直しによる影響に関する調査」結果について

平成27年8月

「看護師2年課程通信制の入学要件の見直しによる影響に関する調査」

- 【調査の目的】** 「日本再興戦略改定2015」において、看護師2年課程通信制の入学要件について、「准看護師としての業務経験年数を現行の10年から大幅に短縮することについて全国的な措置として検討し、本年中に結論を得て、速やかに措置する」とされた。通信制の入学要件の見直しは、通学制の2年課程にも影響を与えると考えられることから、医師会立の看護師養成所2年課程を対象に調査を実施した。
- 【調査対象】** 医師会立看護師養成所2年課程 82校（公設民営を含む）
- 【実施時期】** 平成27年7月～8月
- 【回答数】** 82校（回収率100%）

1. 今年度入学生の准看護師としての業務経験年数

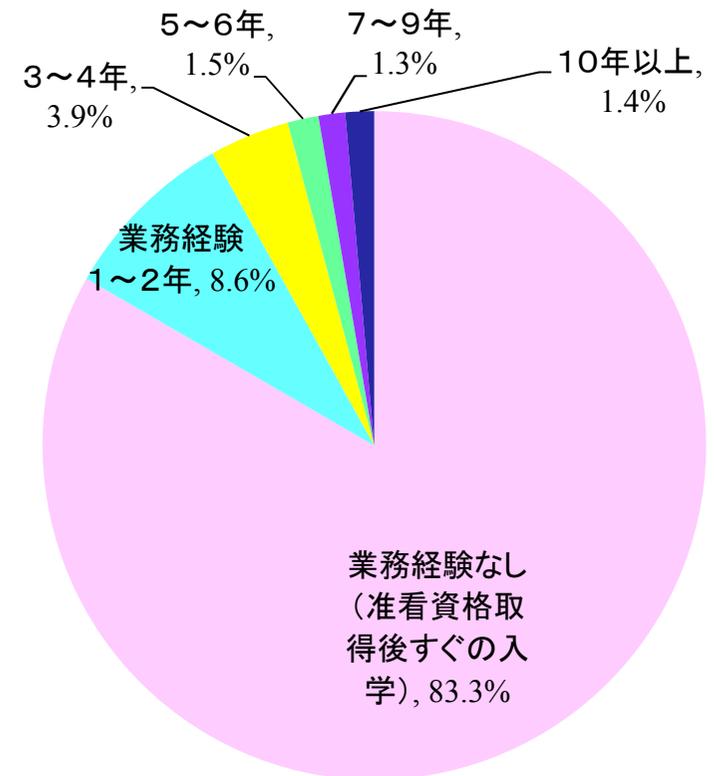
➤ 医師会立の2年課程の入学生は、業務経験なし(准看護師資格取得後すぐの入学を含む)が83.3%、業務経験1～2年が8.6%と9割を占めた。

<入学者総数> 3,169人

※ n=76(今年度募集停止校を除く)

業務経験年数	人数
業務経験なし(准看護師資格取得後すぐの入学を含む)	2,640人(83.3%)
業務経験1～2年	273人(8.6%)
業務経験3～4年	123人(3.6%)
業務経験5～6年	49人(1.5%)
業務経験7～9年	40人(1.3%)
業務経験10年以上	44人(1.4%)

割合



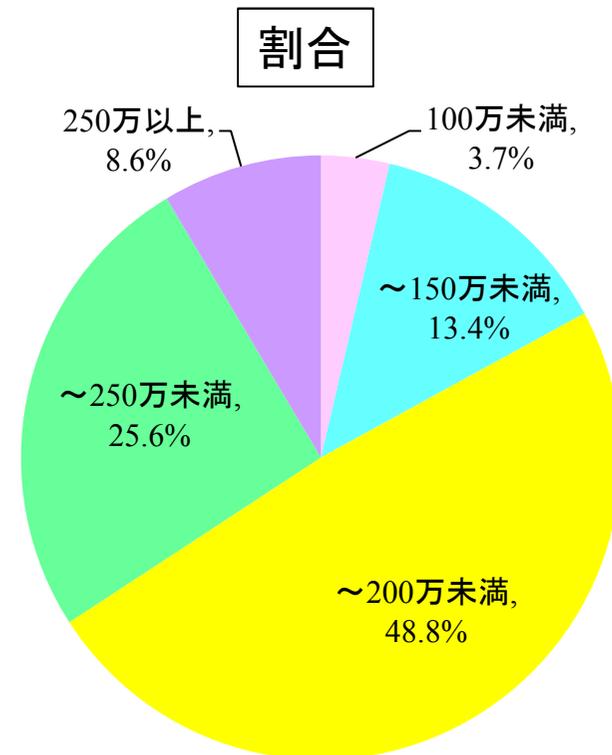
2. 入学から卒業までにかかる費用

➤ 医師会立の2年課程の、卒業までにかかる費用は、「150万円以上200万円未満」が48.1%、「200万以上250万円未満」が25.9%で、平均は約184万円であった。

＜平均＞ 約184万円

※ n=82

卒業までにかかる費用	学校数
100万円未満	3 (3.7%)
100万円以上150万円未満	11 (13.4%)
150万円以上200万円未満	40 (48.8%)
200万円以上250万円未満	21 (25.6%)
250万円以上	7 (8.5%)



注) 100万円未満の3校はいずれも県立で、医師会が運営に関与している学校である。

＜参考＞ 通信制課程の学費
 ホームページに学費が掲載されている通信課程10校の平均は、約110万円(放送大学学費も含む)であった。

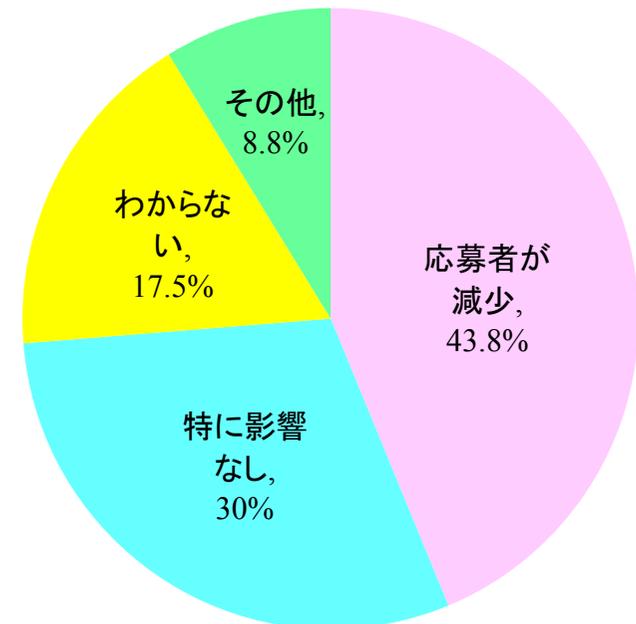
3. 2年課程通信制の創設により、これまで応募者数に影響があったと思うか。

➤ 平成16年の2年課程通信制創設による影響について、「応募者が減少したと思う」との回答が43%、「特に影響はないと思う」が30.4%であった。応募者が減少したと回答した学校の中には、実際に応募者が半減したとの回答も見られた。

※ n=80

通信制創設の影響	学校数
a. 通信課程の創設により応募者が減少したと思う	35 (43.8%)
b. 特に影響はないと思う	24 (30.0%)
c. わからない	14 (17.5%)
d. その他	7 (8.8%)

割合



(dの内容)

- ・影響なしとは言い切れない。
- ・通信制創設前は通学が主体であったが、現在は全日制・定時制が6割、通信制が4割であり、この急激な通信制へのシフトを考えると少なからず影響はあると考える。
- ・通信制創設後に開校しているためわからないが、2年課程なので影響はあると思う。

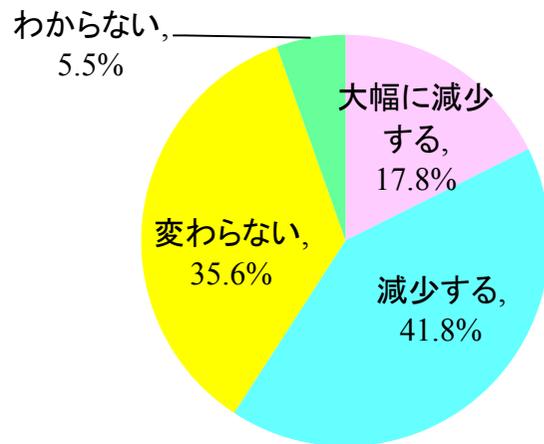
※ n=この設問に回答した学校数 (割合の分母も同様)

4. 仮に業務経験が「7～8年」、「5～6年」に短縮された場合、学生募集に与える影響

- 仮に業務経験が「7年～8年」に短縮された場合、応募者が「減少する」が17.8%、「大幅に減少する」が41.8%で、約6割の学校が影響があるとの回答であった。
- 仮に業務経験が「5～6年」に短縮された場合は、「大幅に減少する」が43.8%、「減少する」が34.2%と、約8割の学校が影響があるとの回答であった。

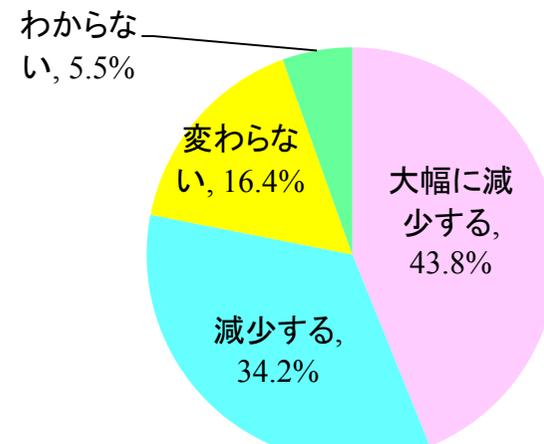
<7～8年に短縮された場合>

学生募集に与える影響	学校数 n=73
大幅に減少する	13 (17.8%)
減少する	30 (41.8%)
変わらない	26 (35.6%)
わからない	4 (5.5%)



<5～6年に短縮された場合>

学生募集に与える影響	学校数 n=73
大幅に減少する	23 (43.8%)
減少する	19 (34.2%)
変わらない	7 (16.4%)
わからない	3 (5.5%)



※ n数には、来年度以降募集停止が決まっている学校は含まない

5. 業務経験を短縮する場合、カリキュラム等をどのように変更すべきと考えるか。

- 業務経験を短縮する場合のカリキュラム等の変更について聞いたところ、①～⑧の選択肢のいずれも「とても必要」との回答が多かったが、特に「②面接授業の日数増加」、「⑤見学だけではない実習を行う」、「⑥業務経験の算定方法の厳格化」がとても必要であるとの回答が多かった。

(学校数)

回答	とても必要である	まあまあ必要である	あまり必要ではない	必要ではない
①教員を増員させる n=77	48 (62.3%)	23 (29.9%)	4 (5.2%)	2 (2.6%)
②面接授業の日数を増加させる n=76	57 (75.0%)	14 (18.4%)	3 (3.9%)	2 (2.6%)
③見学実習の内容を充実させる n=75	50 (66.7%)	15 (20.0%)	4 (5.3%)	6 (8.0%)
④見学実習の日数を増加させる n=75	45 (60.0%)	16 (21.3%)	7 (9.3%)	7 (9.3%)
⑤見学だけではない実習を行う n=80	68 (85.0%)	7 (13.8%)	0 (0%)	1 (1.3%)
⑥業務経験の算定方法を厳格化する n=78	58 (74.4%)	14 (17.9%)	4 (5.1%)	2 (2.6%)
⑦業務経験の内容(業務・就業場所)を考慮する n=77	45 (58.4%)	22 (28.6%)	7 (9.1%)	3 (3.9%)
⑧通信制の修業年限を3年にする n=75	43 (57.3%)	22 (29.3%)	7 (9.3%)	3 (4.0%)

※ n=この設問に回答した学校数 (割合の分母も同様)

①～⑧以外に変更すべき点 など(抜粋)

- 臨地実習を大幅に増やす必要がある。
- 見学だけでなく、実際に臨地での実習が必要である。
- 1事例でも実習での看護過程の展開を経験する必要がある。
- 看護過程の基礎、看護過程の展開を十分行うべきである。
- アセスメント能力、問題解決能力、判断力、対人関係能力、管理能力などが、実践の場で修得あるいは強化できる内容を含むべきである。
- 面接授業内容にもよるが、グループワークは必須と考える。
- 業務経験の算定方法だけでなく、業務経験内容も重要である。
- 見学実習の中に、大学病院等のインターンシップや病院の新人研修プログラムに参加する等、内容の充実を図る。
- 見学実習は何の役にも立っていない(看護師の視点で学んでおらず、自分の勤務する病院とのシステムの違いなどを見ていて、看護学実習になっていない)。
- 業務経験内容に応じた個別教育も必要ではないか。

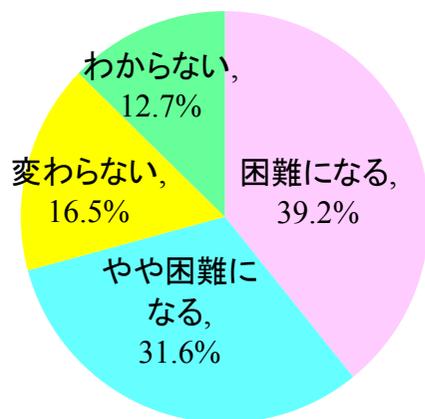
6. 仮にカリキュラムが変更された場合、貴校の実習施設の確保、教員の確保に与える影響



- 仮にカリキュラムが変更された場合、実習施設の確保、教員の確保に与える影響については、どちらも「困難になる」「やや困難になる」との回答が半数以上を占めた。

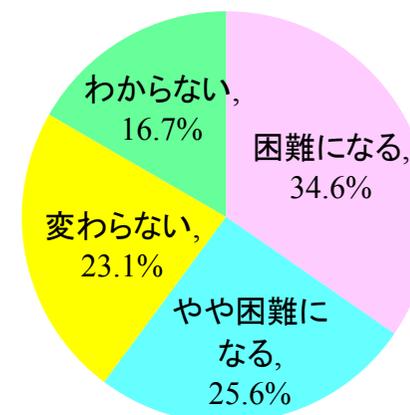
<実習施設の確保>

影響	学校数 n=79
困難になる	31 (39.2%)
やや困難になる	25 (25.6%)
変わらない	13 (16.5%)
わからない	10 (12.7%)



<教員の確保>

影響	学校数 n=78
困難になる	27 (34.6%)
やや困難になる	20 (25.6%)
変わらない	18 (23.1%)
わからない	13 (16.7%)



※ n=この設問に回答した学校数(割合の分母も同様)

7. 仮に、現行カリキュラムのまま業務経験年数を短縮する場合、何年が妥当か

➤ 7割以上の学校が「カリキュラムを改正せずに業務経験年数を短縮すべきではない」との回答であった。その理由として、現行カリキュラムの実習内容や業務経験の算定方法等には問題があり、このまま業務経験年数を短縮することによる看護の質の低下を危惧する声が多く聞かれた。

現行カリキュラムのまま業務経験を短縮する場合何年が妥当か	学校数 n=78
業務経験5～6年以上(4～5年短縮)	7(9.0%)
業務経験7～8年以上(2～3年短縮)	7(9.0%)
業務経験9年以上(1年短縮)	4(5.1%)
カリキュラムを改正せずに、業務経験を短縮すべきではない	54(69.2%)
その他	6(7.7%)

理由

- a. 5～6年と回答した理由
- 業務経験年数と看護師教育はあまり関係ない。短い方が教育しやすい。
 - カリキュラムの変更は必要だと思うが、進学コースが不足している状況では、できる限り看護師になる門戸を広げてほしい。
 - 准看卒業後10年以上では学習する意欲や学業の修得にやや困難が予想される。年数よりも、准看護師業務経験の内容を考慮した方がよい。

b. 7～8年と回答した理由

- 就業場所や業務経験にもよるが、7～8年以上であれば、現状の問題点から看護師を目指す目的も明確にできる。また経験から学習を積み重ねることができると思う。
- 一身上の都合で退学した学生も若干おり、その学生たちには業務経験10年後に再度チャレンジしてほしいと伝えていた。年齢の高い学生にとっては、少しでも短縮されることは、再度看護師の道を志す動機づけ、意欲の強化につながると考える。

c. 9年と回答した理由

- カリキュラムの充実を先行するべき。それが軌道に乗ってから経験年数の短縮を考えるべき。
- 現行カリキュラムでは十分な教育が行えないと考える。
- 准看護学校卒業後の卒後教育が充実できる施設は良いが、そうとばかりは言えず、経験を重ねることが教育になると考える。

d. カリキュラムを改正せずに、業務経験を短縮すべきではない。

- 現在の通信制課程の検証はなされたのか。検証した上で、制度改正を考えてほしい。
- 業務経験年数の短縮だけの視点では、卒後の看護の質に影響する。実習内容についての検討が必要である。
- 国家試験合格率が全日制・定時制に比してかなり低いことを踏まえ、単なる業務経験年数の短縮で済ませるべきではなく、相応のカリキュラム改正を行い、教育の質の向上を図るべき。
- 通信制の入学要件が、十分な実技能力を有しているという前提で10年以上の業務経験と規定されたのであれば、業務経験を短縮する場合、その実技能力を補い、実践能力の統合が促進されるカリキュラムの改正が必要である。
- 教員として、科学的根拠に基づいた看護実践、他職種と協働しながらマネジメントできる基礎的能力、専門職業人としての倫理観に基づいた行動ができる能力を養うことの必要性を実感している。これらは、理論を学び、実習で実施したことを振り返りながら学生は修得しているので、カリキュラムを改正せずに業務経験を短縮することは、看護の質の低下につながると考える。

(続き)

d. **カリキュラムを改正せずに、業務経験を短縮すべきではない。**

- 業務経験年数と知識・技術の修得が必ずしも一致するわけではないが、年数が短くなれば少なくなることに変わりはない。通信制は、単位数こそ多いが、対面式で学ぶ全日制・定時制と違い、定着に不安がある。カリキュラムを改正しないのであれば、年数はそのままが良いのではないか。
- 業務時間の算定があやふやであり、業務経験があるとは考えにくい。また就業場所によっては経験不足と考える。通信制は臨地実習が少ない分、少しでも業務経験年数はあった方がよい。
- 臨床をアルバイト月1回5年粘れば、通信制入学要件が得られるという安易な発想を抱かせやすい。看護の質の向上につながらない。
- 10年間の業務経験の内容は個人差が大きく、経験していない領域も多いと考える。通信制以外の2年課程では、現行のカリキュラムに則り、厳格に全領域の臨地実習を履修し、国家試験受験資格を得ていることを考えると、適切なカリキュラム改正は重要である。
- 看護は実践の科学である。自己流での業務経験の中での看護理解、科学的実践には限界がある上に、現行カリキュラムでの実習は紙上事例展開であるため、看護の基礎的能力の育成は困難と考える。
- 現在の2年課程(通学)で行っている1領域3週間の実習に代わるものとして、通信制では2日の見学実習を行っているが、実務が5年あるからと言って、同レベルの目標をクリアするとは到底思えない。
- 見学実習では看護過程の実践はできず、問題思考型の考え方ができない。看護師の資格の意義だけになり、准看護師との大きな違いが見えなくなる。
- 病院の声で、看護過程の展開ができず大変困っていると聞く。電子カルテの記入もできない。看護計画を立てられないのは問題である。
- 看護教育は知識だけの教育ではなく人間教育である。十分な資格と経験を有する教員から対面授業で学生を教育するものである。故に、唯一10年以上の業務経験が許容できる場所である。

8. 2年課程通信制の入学要件の見直しによる影響や入学要件としての経験年数の考え方等についてどう考えるか。



<経験年数の考え方等について> (抜粋)

- 2年課程通信制の導入は、本来准看護師廃止の方向性に行政が動いた際、現在就業中の准看護師が看護師の資格を取得できるようにとの目的で開始された。単純に看護師が不足しているから短期間で看護師を養成すれば良いとの考え方でなく、看護師業務に見合った教育ができる相応の経験年数が必要であり、10年は必要である。
- 業務経験と言っても内容は様々であり、それを一括りにして業務経験を短縮すると、質の低下はもとより、通信制は安価で5年だけの経験で実習も楽にできると短絡的に考えられるため、安易に選択する可能性が高くなる。つまり、昔の「千円看護婦」の轍を踏むことにもなりかねない。
- 現在の社会状況は、看護の専門性が求められており、大学教育も行われている。そのような中で、カリキュラム改正を行わず、業務経験年数を短縮することは、社会が求める看護師の育成ができないと考える。
- 看護の質を保障しなければならない。現在の准看護師課程→2年課程(通学)で得られる基礎学力、技術、態度と同レベルの看護師としての能力が得られるような教育内容、業務経験を考慮してほしい。
- 入学要件の経験年数の考え方について、仮に年数を示した場合、経験年数だけでは把握しきれない到達度(知識、専門性)、技術(安全性、コミュニケーション等)、態度(倫理観)のレベルを審査するシステムが必要と考える。
- 入学要件を厳しく精査した方がよい(勤務時間、勤務内容など)。
- 月1回の勤務を年12回、10年で120日を現行通学制の実習と同等とみなされるのは論外な上に、さらに年数が短縮されれば、看護の質も何も無い。
- 月1回の勤務を1か月と算定できることについては疑問を感じる。3分の2以上の勤務は必要ではないか。

<通信制のカリキュラム等について> (抜粋)

- 入学時の経験年数を短縮し、入学する人口を増加させることは良いが、質向上の観点から、臨地実習とスクーリングを増加し、自主学習では修得できない学習を強化する必要がある。
- 看護は「実践の科学」であり、経験年数は重要視すべきである。経験内容(領域)も考慮し、経験していない領域の臨地実習は必ず行うべきである。
- 学生の教育として、業務経験年数にかかわらず、科学的思考力や判断力の強化が必要な状況である。そうした能力は臨地実習で培われることが多く、通信制においても臨地実習の充実が必要と考える。
- 2日の見学実習は、潜在看護師の看護力再開発講習会と同レベルの実習となっていることが多く、せめて5日間の実際の受け持ち患者を持った実習が必要である。実務経験5年では不足で10年なら可能なのかという問いには、国家試験合格率が表している(通学制96%に対し、通信制80%)。量を増やしても質の保障は難しい。
- 通信制と全日制・定時制の臨地実習の内容に差がありすぎる。通信制の内容で良いのであれば、全日制・定時制のカリキュラムについても緩和されても良いのではないか。
- 全日制・定時制でもカリキュラムをこなすのが大変なのに、それを通信教育で行うのは容易ではなく、教育の質を下げていないか。通信は3年制にするなど、学習時間のゆとりや仕事との両立をしやすくできる仕組みにするほうが、通信による看護師養成がはかれると思う。

<通信制の在り方について> (抜粋)

- 准看学校卒業後5年で通信教育で資格が取れるとなると、苦勞して進学課程に3年通わずとも、准看護師の資格で5年働いてお金を貯め、2年の通信制へ行けば簡単に取れるという学生の声がある。しかし、准看護学校では技術教育を中心に学んでいるため、知識としては不十分な点もあり、経験だけでは補えない。せつかく看護師の資格を得たのに、資格の違いによる差別を受けることにならないか危惧する。
- 本来、通信で看護師の資格を与えるという考え方に賛成できない。人命にかかわる仕事において「経験年数10年以上で2年のみの通信教育」で看護師国家試験の受験資格を与えるのは無理があると思っているので、これ以上業務経験を短縮することは難しいと考える。
- 現在の看護大学、短大、3年課程、2年課程のカリキュラムにおいても、アセスメント能力、看護実践力を高めることに結びついた教育内容になっているとは言えず、通信制の制度自体に疑問を感じる。
- 教育の質の向上を求める厚生労働省の考えと逆行している。2025年に向けて看護師の増加が必要だとしても、国家試験の合格率からも教育内容全体に問題があることを示している。診療の補助業務に長けた看護師を育成しているように思う。入学基準を変更するのであれば、通信制に対して期限を決めるべきである。いつまで続く制度なのか。
- 入学希望者にとっては、門戸が開かれたと捉えられるかもしれないが、看護師の質の低下を招くのではないかという問いに対する明確な答えは出されていない。現状分析を十分に行った上での対応を望む。
- 通信制の教育も多くの課題を抱えていると聞く。紙上事例演習は患者のイメージをするのが難しく、指導する教員の確保も難しいと聞く。見学実習施設の確保や実習指導者との目的の共有等も課題として挙げられている。業務経験を短縮することで質が担保できるのか。看護師のレベルを下げることになるのではないか。

<貴校の学生募集に与える影響について> (抜粋)



- 本校の学生達は、仕事と学業を両立させながら勉強している。臨地実習においても厳しい指導を受けながら720時間の実習を乗り越えるために皆必死である。努力を積み重ねてようやく国家試験受験資格を得るのに、通信制は実習が楽すぎるのではないか。このような努力をしなくても看護師になれるのなら、楽な通信制に受験者は流れ、学校の存続問題にもつながる。実習カリキュラムを検討すべきである。
- 新聞記事を見て「失敗した」「後輩にはもう少し待つよう話さなければ」と、明らかに将来入学者数が減少するであろう発言が学生から聞こえる。業務経験が5年になれば、学校の存続にかかわる。
- 新聞報道されたことで、准看護師課程の生徒で通信制を考えているという生徒が数人おり、既に影響が出ている。
- 5年に短縮された場合、敢えて定時制の厳しい道を選択するとは思えない。さらに経済的なゆとりも大きく影響してくるため、定時制入学者の減少は明らかで、学校の存続も懸念される。
- 現入学生の背景は、経済的支援のニードが高く、平均年齢30代と考えると、准看護師として5年くらい勤務して、子育ての見通しがついていいという状況から、あえて通学制を選ばなくてもよいと判断する学生が増えると予測するため、入学生の激減は避けられない。
- 本校は、当地域の看護師を育てる役割を担っているが、通信制の設立で多大な影響を受け、生徒確保が困難になっている。通信制で育った看護師は大きな都市への看護師供給となり、地方の看護師不足に拍車をかけているだけである。
- 通信制の入学要件変更を安易に考えている。このままのカリキュラムで5年に短縮されれば、2年課程は大変な打撃を受ける。准看護師制度を堅持するのであれば、通常の2年課程で質の高い看護師養成を目指すことが大切である。
- 当校は准看護師学校卒業後すぐ入学する学生が8割以上を占めており、その学生がどの程度通信制を希望するかによって影響の度合いが変わってくる。

まとめ



1. 現行の通信制カリキュラムでは、臨地実習は見学のみであるため、看護過程の展開など十分な教育ができていないのではないかと指摘が多く見られた。看護師国家試験の合格率にも差が生じている。業務経験年数を短縮する場合には、看護教育の質の低下を招かないように、カリキュラムの見直し(特に臨地実習)が必須である。
2. 医師会立の2年課程は、入学生の8割が准看護師養成所卒業後すぐの入学であり、現行の通信制の入学要件「10年の業務経験」の場合には、対象者は重ならない。しかしながら、業務経験年数が大幅に短縮された場合には、臨地実習が簡易で、時間的制約や経済的な面でも有利な通信制に流れることが予想され、全日制・定時制養成所の存続をも左右する事態となるおそれがある。
既存の全日制・定時制がもし閉校になれば、准看護学校卒業後すぐに看護師になる道が閉ざされてしまい、却って問題である。そのため、業務経験年数を短縮する場合には、業務経験とカリキュラムのバランス、全日制・定時制とのバランスを考える必要がある。
3. 業務経験年数の算定方法について、現行では「月1回」の勤務も「1か月」とみなすことができるとされているが、業務経験をきちんと評価できる算定方法に変更すべきである。

准看護師から看護師になる道として、全日制・定時制、通信制のどちらか一方に偏るのではなく、共に役割を果たしていくことが重要である。そのためには、過度に通信制の入学要件を緩和するのではなく、全日制・定時制とのバランスも考えながら、カリキュラムを見直し、看護教育の質を担保していく必要があると考える。

看護師2年課程（通信制）について

参考 厚生労働省資料

看護師2年課程（全日制・定時制）

昭和32年7月に創設 166校・6885人(1学年定員)
※平成26年4月時点

<入学要件>

- 免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師（中学校を卒業している者）
- 又は
- 高等学校もしくは中等教育学校を卒業している准看護師

基礎分野
専門基礎分野
専門分野Ⅰ
専門分野Ⅱ
統合分野

講義

対面授業による
講義・演習

49単位

臨地実習

専門分野Ⅰ
専門分野Ⅱ
統合分野

臨地における
実習
(720時間)

16単位

対面授業である講義と演習、病院・診療所・介護保険施設・訪問看護ステーションなどの看護実践の場でおこなう臨地実習で構成されている。

看護師2年課程（通信制）

平成16年4月に創設 20校・4180人(1学年定員)
※平成26年4月時点

<入学要件>

- 免許を得た後10年以上業務に従事している准看護師

基礎分野
専門基礎分野
専門分野Ⅰ
専門分野Ⅱ
統合分野

講義

通信学習
印刷教材による授業
放送授業

49単位

講義＋臨地実習

- 65単位
- 2,180時間以上

臨地実習

専門分野Ⅰ
専門分野Ⅱ
統合分野

紙上事例演習
(24事例程度)
病院見学実習(16日)
面接授業(24日)

16単位

10年以上の就業経験を有する准看護師は、十分な実技能力を有していると考えられることから、通信学習や紙上事例演習、病院見学実習及び面接授業により実践の能力の統合を図ることができる。